

## 日本統治下台湾の歯科医療法制

台湾歯科医師令による「歯科医師法」の適用と例外規定

鈴木 哲 造

はじめに

一、多元的歯科医療法制

二、「歯科医師法」の適用と例外規定——台湾歯科医師令の制定

三、例外規定をめぐる対立——台湾歯科医師令の改正  
おわりに

はじめに

本稿の課題は、日本統治下台湾の歯科医療法制の根幹を規定した「台湾歯科医師令」の制定及び改正過程に焦点をあて、歯科医療政策をめぐる台湾総督府と内閣法制局との対立を浮き彫りにし、台湾統治政策の決定過程における法制局の主導性と、それにより形成された台湾歯科医療法制の特殊性を明らかにすることにある。台湾統治の本

質的問題は、檜山幸夫によれば、統治基盤を形作る「律令」や「勅令」という法令制定過程における政策遂行主体（総督府）と政策決定主体（中央政府）の乖離性にあるが、本稿は、この問題を補完的に論証するものでもある。

大正五（一九一六）年に律令第二号をもって公布された「台湾歯科医師令」は、内地法たる「歯科医師法」の台湾への適用を骨子とするも、台湾の特殊事情を踏まえ、例外規定を設けていた。総督府は、例外規定を歯科医療政策遂行のための手段として活用しようとしたのに対し、法制局は、内地と台湾間の「法制ノ統一」という方針のもとで、例外規定を極力排除しなかった。ここに総督府と法制局の対立の原因があった。大正一一（一九二二）年に律令第一号をもって公布された改正台湾歯科医師令は、朝鮮総督府で先行して実施されている制度の導入を決めたものであった。この制度もまた内地法制にはない例外規定によるものであったが、法制局は、内地の歯科医学教育界からの強い要請と、朝鮮においてすでに実施されているという既成事実から、例外規定を容認した。本稿は、これらの経緯について、台湾歯科医師令の制定及び改正過程を中軸として具体的に論じていくが、その際、内地・台湾・朝鮮の歯科医療法制の比較的な検討を行う。これにより、台湾に導入された医療法制の特殊性を明確にするとともに、日本帝国内における内外地「法制ノ統一」の実態を垣間見ることもできるだろう。

日本統治下台湾における「医師」は、特別な意義を内包する研究対象である。それは、医師が台湾人の社会的リーダー階層の中核的存在として立ち現れたことによる。台湾人の社会的リーダー階層の研究のなかで最も代表的な論著は、呉文星『日治時期台湾的社会領導階層』である。<sup>2</sup> この呉文星の研究成果を基礎として、内地に留学した台湾人医師の動静を分析した卞鳳奎の研究、「専門職」(profession)の視角から専門職化と植民地化の相互作用及び台湾人医師の集団アイデンティティの形成を論じたMing-cheng M. Loの研究や「医師」に関わる法令（「台湾医業規則」、「台湾医学生免許規則」及び「台湾医師令」）に焦点をあてて、「医師」を作り出す法制度を論じた鈴木哲造の

研究等が発表されており、医師に関わる研究成果は豊富である。だが、管見の限り、本稿の課題である日本統治下台湾の歯科医療法制に焦点をあてた研究については僅かに通史的な論述があるに過ぎない。<sup>6</sup>「歯科医師」は、法令に基づき、一定の資格要件を満たした者に限って免許され、歯科診療を行うことが認められた専門職であり、高い社会的地位を有していたことから、「医師」と同様に研究対象として取りあげる価値は大きい。

明治三九（一九〇六）年に公布された「歯科医師法」は、近代日本における「歯科医師」の身分を確立させた画期的な法律であった。<sup>7</sup>該法が成立する以前においては「歯科医師」の身分法はなかった。「歯科医師」は、明治一六（一八八三）年公布の「医師免許規則」により、「医師」に認められた診療範囲の内、「歯科」診療に限定して免許され、「医師」に包含されるかたちで存在した。つまり、歯科診療は、「歯科医師」だけが排他的に独占できたのではなく、「医師」もまた行い得たのである。だが、歯科医師法第一条は「免許ヲ受ケスシテ歯科医業ヲ為シタル者」は三〇〇円以下の罰金に処すとして、歯科医師の業権を保障した。これにより、医師は、歯科診療から排除されたのかといえは、そうではなかった。

大審院第二刑事部は、明治四〇（一九〇七）年七月四日に「歯科医師法違反ノ件」の破毀移送を宣告した。この判決は、「歯科ノ地位 普通医師タル免許ノ効力」を判示事項とするものであり、要旨は次のとおりであった。

- 一、 歯科八医学上口腔外科ノ一部分ニシテ眼科耳鼻咽喉科ト同シク医科ノ範囲ニ属スルモノトス
- 二、 歯科医師ノ免許ヲ受ケタル者ハ唯歯科医タルニ止マリ普通ノ医業ヲ為スコトヲ得サルモ之ニ反シテ普通医師ノ免許ヲ有スル者ハ当然歯科医業ヲ為スコトヲ得<sup>8</sup>

この判決は、「医師」が歯科医師法第一一条の適用外にあることを明示するものであった。「医師」は、医師免許により一切の診療を行い得るのであり、内科を専門とする医師が外科的手術を行ったとしても、歯科的診療を行ったとしても、無免許医業の罪を構成することはない。これに対し、「歯科医師」は、診療範囲が歯科に限定されており、内科や産科の範囲に属する診療を行った場合には無免許医業の刑事責任を負うのである。歯科医師法は、大正五（一九一六）年に改正された。改正歯科医師法は、医師による歯科専門の標榜と金属充填等の技術の行為を許可制とすることで、医師による歯科診療を部分的に制限するものであった<sup>10</sup>。しかし、医師による歯科診療を禁止したわけではなかった。

この医師と歯科医師との関係性は、日本統治下台湾にも法制度とともに持ち込まれたことから、台湾の歯科医療法制を議論するための前提となるものである。この前提を踏まえた上で、本稿では、冒頭で示した研究課題に答えるため、まず台湾歯科医師令施行前における歯科医療法制の基盤となった「台湾医業規則」の内容と、総督府が台湾社会で旧来より歯科医業に従事してきた人たちをどのように取り扱ったのかについて論じる。次いで、台湾歯科医師令の制定及び改正過程について、歯科医師法の適用と例外規定をめぐる総督府と法制局との対立を中心として検討し、最後に台湾で形成された歯科医療法制が歯科医療の普及に与えた影響について考察したい。

## 一、多元的歯科医療法制

明治二九（一八九六）年四月、台湾総督府の組織体制が軍政から民政に移行したのに伴い、「自由渡航」が開かれ、「内地人ノ渡航スル者漸ク多ク随テ医業希望者モ亦増加」した<sup>11</sup>。歯科開業の希望者も例外ではなかった。同年

五月二日、台北県知事橋口文蔵より民政局長水野遵に対して台北県府前街の酒井千代松から提出された歯科開業願が回送された。酒井は、明治二〇(一八八七)年一月、東京にて開催の歯科医術開業試験に及第し、「医師免許規則」(明治一六年太政官布告第三五号)により歯科医術開業免許を付与された者であった。総督府は、書類を精査し、五月三日、台北県に対し、歯科医術開業免許の所持者であることから、「不都合無之ト認め」、歯科開業願を許可する旨通知した。<sup>13)</sup>

この歯科開業の許可手続きは、歯科医術開業願の提出に個別的に対応したものであつて法令に基づいたものではなかつた。この手続きに法的根拠を与えることになつたのが、明治二九(一八九六)年五月二八日に府令第六号をもつて制定され、同年七月一日より施行された「台湾医業規則」である。<sup>13)</sup>台湾医業規則第一条は、「医師」を定義し、内務大臣の付与する「医術開業免許」または民政局長の付与する「医業免許証」を有する者とした。医業免許証は、第四条において「台湾及澎湖島ヲ限り有効トス」とされ、免許の効力が台湾総督府の管轄内に限定された。さらに、同条但書は、医業免許証を「特二区域ヲ限り下付スルコトアルヘシ」とし、開業地域の範囲を限定して免許する、いわゆる「限地開業医」を認めた。<sup>14)</sup>他方、医術開業免許所持者が開業する場合は「開業ノ場所ヲ定メ該免許ヲ添ヘ五日以内ニ地方庁ニ届出ツヘシ」(第二条)とされ、免許所持者は、地方庁への届出のみで開業することができた。つまり、上述の酒井千代松のような免許所持者は地方庁に届け出れば開業できるようになつたのである。このほか、第一条において無免許医業者に対する罰則(二五以下以下の禁錮又は二五以下以下の罰金)、第二二条において医術開業免許所持者の届出義務違反に対する罰則(一円九五銭以下の科料)が定められている。なお、明治三二(一八九九)年七月に台湾医業規則が改正され、医業免許証の付与者が「民政局長」より「台湾総督」に変更された。<sup>15)</sup>

このように、台湾医業規則により、台湾において「医師」として医業を営むためには医術開業免状または医業免許証を有している必要があった。ただ、台湾医業規則は、「医師」の資格を規定するも、「歯科医師」の資格を規定しているわけではない。総督府は、「歯科医師」の取り扱いについて、「本島に於ては元歯科医師の開業する者比較的少数であつたため、医師と同様に台湾医業規則により、歯科を標示して之に免許証を下付」した。<sup>16</sup>つまり、歯科開業希望者には「歯科医業免許証」を付与したのである。

医業免許証の付与要件は、台湾医業規則において明示されていないが、制度の運用上、「総督八総督府医学校ノ卒業者及内務大臣力医師免許証ヲ発給スヘキ資格ヲ有スル者ニ対シテノミ医業免許証ヲ発給」した。<sup>17</sup>内地より渡台し開業を希望する者はほとんどが医術開業免状の所持者であつた。そのため、医業免許証の主な交付対象となつたのは、台湾人医師の養成機関として設立された台湾総督府医学校の卒業生であつた。<sup>18</sup>

医術開業免状については、この当時、明治一六（一八八三）年一〇月太政官布告第一六号「医師免許規則」<sup>19</sup>及び同年同月太政官布達第三四号「医術開業試験規則」<sup>20</sup>に依拠し内務大臣が付与した。医師免許規則は、「医師」を定義して「医術開業免状」所持者としており、台湾医業規則と同様に「歯科医師」を「医師」に包括して規定した。医術開業試験規則による試験は、「医術開業試験」と「歯科医術開業試験」があつた。医術開業試験規則第六条は、医術開業試験の試験科目を定め、前期試験科目を物理学・化学・解剖学・生理学とし、後期試験科目を外科学・内科学・薬物学・眼科学・産科学・臨床実験とした。同規則第七条は、歯科医術開業試験の試験科目を定め、歯科解剖及生理・歯科病理及治術・歯科用薬品・歯科用器械・実地試験とした。歯科医術開業試験の合格者には「歯科医術開業免状」が内務大臣より付与された。受験をするにあたり、医術開業試験は前期試験が一年以上、後期試験がさらに一年以上の修学の経歴が、歯科医術開業試験は二年以上の修学の経歴が求められたのみで、いかなる学校の

卒業資格も必要なかった。

大審院第二刑事部は、明治四〇（一九〇七）年七月四日に宣告した「歯科医師法違反ノ件」破毀移送に関する判決理由のなかで、医術開業試験と歯科医術開業試験の試験科目の対照により、医科と歯科との関係性を次のように解釈している。

医術開業試験規則第六条第七条二定ムル歯科医ノ試験科目ヲ其普通医師ノ試験科目ニ対照スルニ歯科解剖及生理八解剖学生理学ニ歯科病理及治術八内科学外科学ニ歯科用薬品八藥物学ニ歯科用器械八外科学ニ実地試験八臨床実験ニ包含セラルル約言スレハ歯科医ノ試験科目ハ普通医師ノ試験科目ノ一部分ニ過キサルヲ以テ該規定ハ医科全部ヲ学習セストモ歯科ヲ学習シタル者ニハ特ニ歯科医術ノミニニ付キ開業ノ免許ヲ与フルカ為メニ設ケラレタルモノニシテ歯科ヲ以テ普通ノ医学ト全ク異ナル専門ノ学科ト認メタルモノニ非サルコトヲ知ルニ足ル<sup>21</sup>

判決理由によれば、歯科医術開業試験の試験科目は、医術開業試験の試験科目中の一部分であり、歯科開業に限って免許するために用意されたものであった。したがって、歯科医術開業試験及第の歯科医師は、診療範囲が歯科に限定されているのに対し、医術開業試験及第の医師は、歯科診療を含む一切の診療を行い得るのである。

医師免許規則及び医術開業試験規則の公布により、歯科を含む「医師」の免許制度が確立された。だが、ここに従来より入歯・歯抜・接骨を営んできた者をどのように取り扱うかという問題が起こった。内務省衛生局は、明治一七（一八八四）年一〇月段階において、医師免許規則及び医術開業試験規則の公布をもって「確然医師ノ業務御定相成候ニ付テハ入歯々抜口中科ハ歯科接骨ハ外科ノ一部即医師ノ業務ニ付以来此等営業者ハ該規則ニ依ラシメ当

然之事」であるとの認識を持っていた。しかし、内務大臣の監督に属し、公衆衛生獣畜衛生に関わる諮詢機関であった中央衛生会より「右八医学ノ進歩ニ従ヒ自ラ消滅ニ歸スヘキ筈ニ付地方限取締法ヲ設ケシムル方可然」という反対意見を受けたことから、内務省は、従来の入歯・歯抜・接骨営業者を存続させるための過渡的な措置をとった。<sup>(23)</sup> 明治一八（一八八五）年三月、内務省は、達甲第七号をもって、各府県に対し、入歯・歯抜・接骨等の「新規」営業は医師開業免許所持者でなければ行うことはできないが、従来の入歯・歯抜・接骨等の営業者には地方庁において「相当之取締法」のもとで鑑札を付与し営業を許可するよう通達した。<sup>(24)</sup> 各府県では、この通達を受け、入歯・歯抜・接骨等営業者の取締規則が制定され、適宜、これらの営業者に鑑札が付与されていた。内務省の措置は、医師以外の者に歯科の業務を認めたものであったが、結果として、歯科医界より「歯科医と営業者の二階級を生じ、各地に両者の対抗が勃発する原因をつくつた」との批判を受けることになった。<sup>(25)</sup>

領台初期の台湾においても同様の問題が生じた。発端となったのは明治三二（一八九九）年八月台北県令第二二号「所轄弁務署へ願出免許ヲ受クヘキ営業」の公布である。この県令は、「左ノ営業ヲ為サントスル者ハ所轄弁務署へ願出免許ヲ受クヘシ違フ者ハ壹円九拾五銭以下ノ料又八十日以内ノ拘留ニ処ス」という内容で、台北県において質屋、古物商、競売、劇場及演劇興行、寄席及び遊技場等を営業する場合には所轄弁務署に願出して免許を受けなければならぬことを定めたものであった。問題となったのは、営業免許を受けなければならない業種のなかに列記された「入歯歯抜及接骨」であった。<sup>(26)</sup>

台北県は、県令第二二号を公布するとともに、管内の各弁務署に対して、入歯、歯抜及び接骨営業の出願があった場合の取扱方法として、「入歯々抜接骨営業取扱手続」を通達した。手続によれば、第一条において「入歯歯抜及接骨営業願書ニハ師家ノ習熟証並ニ履歴書ヲ添付セシメ不都合ナキモノハ免許鑑札ヲ下附スヘシ」とし、第二条



において「他府県ニ於テ營業免許ノモノ管内ニ転籍寄留營業セントスル者ハ其府県庁ノ証明書ニ履歴書ヲ添ヘ免許鑑札ヲ受ケムヘシ」と定めた。鑑札下付にあたっては「歯科、口中科、接骨科、等医師ニ紛ハシキ標札ヲ掲クヘカラス」ことを命令条件とした。<sup>(27)</sup>

総督府は、県令第二二二号の公布と、入歯、歯抜及び接骨營業出願の際の取扱手続に關して、台北県から報告を受けた後、明治三二(一八九九)年九月二八日、民衛第六四八号をもつて民政長官より台北県知事に宛てて、入歯、歯抜及び接骨營業は「何レモ医術開業免許若ハ医業免許証ヲ有スル者ハ特ニ免許ヲ得ルヲ要セサルハ勿論ノ次第二候得共其他八他府県ニ於テ免許ヲ得タル者ニアラサレハ許可セサル様措置可相成」旨を傳達した。さらに、追つて書きとして「本島人ニシテ本文營業ヲ為ス者ニ就テハ明治二十九年十二月二十一日民總第一四九八号通牒ニ依リ処理」するよう申し添えている。総督府は、台北県との往復文書の内容は、他府県の知事及び庁長にも通知しており、入歯、歯抜及び接骨營業の取扱方法について統一的な運用をはかった。<sup>(28)</sup>

総督府は、入歯、歯抜及び接骨營業について、「医術開業免許」あるいは「医業免許証」所持者、及び内務省達甲第七号の措置により内地の各府県で付与された免許鑑札所持者の營業を許可した。この後、総督府は、民衛第六四八号の方針を一貫して堅持し、入歯、歯抜營業について上述の資格者以外の者に許可することはなかった。例えば、大正三(一九一四)年三月、嘉義庁長より「入歯齒抜營業ニ就テハ明治三十二年九月民衛第六四八号通達ニ依リ他府県ニ於テ免許ヲ得タル者ニアラサレハ許可セサル事ニ取扱来候処此ノ資格ナキ者ニシテ多年医師監督ノ下ニ本業ニ従事シモ他ノ營業許可者ニ劣ル事ナシト認メタル者ニ対シテハ特ニ許可シ差支無之哉」との照会に対し、総督府は「従前他府県ニ於テ免許ヲ得タル者ノ外ハ新規開業ヲ許ササル方針」であるとの回答を行っている。<sup>(30)</sup>

内務省達甲第七号は、新たな免許制度に適應できない従来の入歯、歯抜及び接骨營業者を存続させるための過渡

的な措置であった。台湾においても、日本の統治以前より入歯や歯抜に従事してきた人たちがいた<sup>(31)</sup>。だが、総督府は、これらの人たちに入歯・歯抜の免許鑑札を付与する措置をとらず、「明治二十九年十二月二十一日民総第一四九八号通牒ニ依り処理」した。民総第一四九八号通牒は、「従来医業ヲ営ミ居リ候本島人ニシテ台湾医業規則ニ依リ免許証下付ヲ願出タル者ニ係ル台南県知事ノ進達」に対する回答内容を各知事及び庁長に通牒したものである。台南県は、明治二九（一八九六）年二月二日、総督府に方梓登ほか六名の医業免許証下付願を進達した。総督府は、この医業免許証下付願について、「右八何レモ台湾医業規則ニ依リ免許証下付之義ハ難及詮議候得共今日俄力ニ従来ノ業務ヲ廃止スルカ如キハ實際之事情ニ適セサル儀ニモ有之旁当分之ヲ不問ニ付シ置クヘキ見込ニ有之候条士人間ニ於テ従来ノ通り診療スルハ差支ナキ旨示達」するよう台南県に回答した<sup>(32)</sup>。

民総第一四九八号通牒は、台湾人にして従来から「医業」を営んできた者を医業免許証下付の対象とはせず、「實際之事情」を考慮して、「当分之ヲ不問ニ付シ置ク」とともに、従来通り診療を行うことを認めた。台湾人の入歯、抜歯の営業もまたこの「医業」に包括することで、「不問ニ付シ置」かれたのである。この措置の背景には、「士民間ノ診療ハ多く是等医生ノ掌ル所ニシテ偶々病院若クハ公医ニ診療ヲ需ムルモノアリト雖甚少数ニシテ實際ノ事情ニ於テ今俄力ニ従来ノ業務ヲ禁止スルカ如キハ徒ニ人民ノ厭悪ヲ招クニ過キス」という政治的配慮があった。しかしながら、従来より医業を営む者、即ち医生が「無免許ニシテ医業ヲ営ムノ事実ヲ黙許」したことにかわりなく、総督府は、医生に対して「地方庁限り承諾証ヲ与ヘ開業ヲ許可」する方向で検討を重ねていく<sup>(33)</sup>。

明治三四（一九〇一）年七月、総督府は、府令第四七号をもって、「台湾医生免許規則」を公布した<sup>(34)</sup>。該規則公布の目的は「医生ハ従来医業ヲ営ム者ト認メサルヨリ取締上統一ヲ欠クノ嫌アリ故ニ今之ヲ公許シ其責任制裁ヲ明ニスル」ことにあつた<sup>(35)</sup>。すなわち、医生が営む医業を「医師」と同様に「公許」し、義務と罰則を明確にすることに

より、医業をなす者を統一的に取り締まることであつたのである。台湾医学生免許規則第一条は、「医学生」を定義して、「医学生トハ此規則ニ依リ地方長官ノ免許ヲ得其ノ管轄内ニ於テ医師ノ業ヲ為ス者」とした。医学生免許証の受給資格は、満二〇歳以上の「本島人」で、かつ、「此ノ規則施行以前本島ニ於テ医学生ノ業ヲ為シタル者」であり、該免許証受給希望者は、履歴書を添付して、地方長官に出願し(第二条)、地方長官が当該出願者に対して「医師ノ業ヲ為スニ適当ト認ムル」場合、免許証が付与された(第三条)。医学生免許証の申請は、明治三四(一九〇一)年一月三十一日を期限とし(第一条<sup>36</sup>)、以後、総督府は、一部例外を除いて、免許証の新規交付を一切行わなかつた。かくして、医学生は「医師ノ業ヲ為ス者」とされたことで、法制度上、医師と同様の医療行為を行つことができ、医師と同様の責任を負い、医師と同様の違反行為に対する制裁を受けることとなつたのである。最終的に地方長官より医学生免許証を付与された者は、一九〇三人であつた。<sup>38)</sup>

これまで台湾医業規則、入歯・歯抜営業者の取り扱い方、台湾医学生免許規則と、内地で施行されていた医師免許規則及び医療開業試験規則の内容を確認してきた。これらの医療法制のもとで、台湾において歯科診療を行い得た者は、「医師」、「歯科医師」、「医学生」及び歯科診療の範囲に属する入歯・歯抜の行為を免許された入歯歯抜営業者の四者であつた。台湾医業規則は、「医師」を規定するも、「歯科医師」を規定してはなかつた。総督府が「医業免許証」所持者を「医師」とし、これに「歯科」を標示して交付したのは「医師」に認められた診療の範囲を「歯科」に限定する意味を持つた。歯科の診療範囲に属する入歯・歯抜について、「医療開業免状」あるいは「医業免許証」所持者が「特ニ免許ヲ得ルヲ要セサルハ勿論ノ次第」という考え方は、医師の歯科診療を認めていることが前提とするものであつた。さらに、医学生は、「医師」ではないが、「医師ノ業ヲ為ス」ことが認められていることから、「医師」と同様に一切の診療を行うことができた。医学生免許証を下付された洪団飛が領台初期におけ

る入歯や歯抜という歯科診療について「医師の免許を持つて居る者が勝手にやつて居つた」と回顧しているように、<sup>43)</sup> 医師は歯科診療も自由に行つていたのである。

法律上、内地において「医師」に包含して取り扱われていた「歯科医師」の身分が確立するのは、明治三九（一九〇六）年の「歯科医師法」施行後のことであつた。日本統治下台湾における「歯科医師」の身分の確立は、それから二二年後となる大正七（一九一八）年の「台湾歯科医師令」の施行を待たなければならなかつた。

## 二、「歯科医師法」の適用と例外——台湾歯科医師令の制定

大正五（一九一六）年一月二三日、律令第二号をもつて「台湾歯科医師令」が公布された。<sup>40)</sup> 台湾歯科医師令は、同日に公布された律令第一号「台湾医師令」<sup>41)</sup> と一対となり、台湾の医療法制の基盤を形作るものとなつた。

台湾歯科医師令案は、台湾医師令案とともに起案され、制定・公布にいたるまで、実に一年八ヶ月の時間を要した。大正三（一九一四）年五月、総督府警察本署衛生課にて策定された二つの律令原案は、台湾中央衛生会及び律令審議会の審議並びに修正を経て、大正四（一九一五）年二月に総督府案として内務大臣に送られた。律令案は、総督府と内務省との間における折衝を経て、同年六月、内務大臣から内閣総理大臣に進達され、内閣法制局の審査及び修正、並びに法制局修正案の律令審議會での審議を受けて、同年二月、閣議決定され、裁可を得て、翌（一九一六）年一月に公布されるにいたつた。<sup>42)</sup> 台湾歯科医師令と台湾医師令が施行されたのは、大正七（一九一八）年八月一日のことであり、これに伴つて、台湾医業規則は廃止された。<sup>44)</sup>

台湾歯科医師令制定の理由は、衛生課の作成した律令原案に付された「理由」によれば、「従来歯科医師二閣シ

「テ八全科医ト同シク台湾医業規則ノ下ニ立タシメ来リタルモ時勢ノ進運ニ鑑ミ内地法ニ倣ヒ之ヲ制定ノ必要ヲ認ムルニ由ル」ことにあつた。<sup>(45)</sup> この「旧法」（台湾医業規則）と「新法」（医師令）について、本山文平衛生課長は、大正五（一九一六）年一月一〇日付の「台湾日日新報」にて「旧法は普通の医師及び歯科医師の別を設けず一令の下に規定せられ居りたるも新法に於ては各々別個に制定せられたるものにして之等新法の内容は殆んど内地に於ける同法と異なる所なく唯僅かに其の本島に適せざる条項は之を省略し代ふるに特殊の必要ある条項を以てせられたるに過ぎず」と述べている。<sup>(46)</sup> 本山衛生課長によれば、台湾歯科医師令制定の目的は、これまで「医師」と「歯科医師」を台湾医業規則という同一の法令に依拠して管理してきたが、「内地法」即ち「医師法」と「歯科医師法」に倣つて、「医師」と「歯科医師」を別個の法令にて規定することにあつた。

台湾歯科医師令は第一条から第四条までと附則により構成されている。<sup>(47)</sup>

#### 台湾歯科医師令

第一条 歯科医師ニ関シテハ歯科医師法第一条、第一〇条第四項但書、第一二条及第一三条ノ規定ヲ除クノ外  
同法ニ依ル但シ同法中内務大臣トアルハ台湾總督、内務省トアルハ台湾總督府トス

第二条 歯科医師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ台湾總督ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一 歯科医師法第一条第一号ニ該当スル者

二 台湾總督ノ指定スル歯科医師試験ニ合格シタル者

三 外国歯科医学校ヲ卒業シ又ハ外国ニ於テ歯科医師免許ヲ得タル帝国臣民ニシテ台湾總督ノ定ムル所ニ該

当スル者

内務大臣ノ歯科医師免許ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラス歯科医師タルコトヲ得

第三条 台湾総督ハ身体又ハ精神ニ異状アリテ歯科医業ヲ為スニ堪ヘスト認ムル者ニ対シテハ歯科医師免許ヲ与ヘス又ハ其ノ免許ノ取消若ハ歯科医業ノ停止ヲ為スコトヲアルヘシ

第四条 第二条第二項ノ規定ニ依リ歯科医師タル者歯科医師法第二条第一号又ハ第三号ニ該当スルトキハ台湾総督ハ其ノ歯科医業ヲ停止スヘシ

附則

本令施行ノ期日ハ台湾総督之ヲ定ム

本令施行前台湾医業規則ニ依リ免許ヲ受ケ歯科医業ヲ為シタル者台湾総督ノ指定スル期間内ニ届出テタルトキハ其ノ免許ハ本令ニ依リ受ケタル免許ト看做ス但シ土地及期間ノ制限ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

台湾総督ハ土地ノ状況ニ依リ第二条ノ資格ヲ有セサル者ニ対シ当分ノ内開業ノ地域及期間ヲ限り歯科医師ヲ免許スルコトアルヘシ

台湾歯科医師令第一条は、歯科医師法の台湾への適用規定である。同令第一条により、歯科医師法は、同法第一条、第一〇条第四項但書、第二二条及び第一三条を除外して、条文中の「内務大臣」を「台湾総督」に、「内務省」を「台湾総督府」に変更した上で、台湾に適用された。台湾歯科医師令第二条、第三条<sup>(48)</sup>、第四条<sup>(49)</sup>及び附則は、本山衛生課長のいう「特殊の必要ある条項」に該当するものであった。

明治三九（一九〇六）年五月に法律第四八号をもって制定された「歯科医師法」<sup>(50)</sup>と、同月法律第四七号をもって制定された「医師法」<sup>(51)</sup>は、ともに同年一〇月一日から施行された。両法は、従来 of 医師、歯科医師の身分と業務に

関する規制を集大成するとともに、「医科の一部として取り扱われてきた歯科を完全に独立せしめ」た画期的法律であり、昭和一七（一九四二）年の国民医療法の制定により吸収合併されるまで、近代日本の医療法制の根本を定めた法律であつた。<sup>(52)</sup>その後、歯科医師法は、明治四二（一九〇九）年七月と大正五（一九一六）年九月にそれぞれ改正されているが、後者の改正は「従来明確を欠いていた医業と歯科医業の範囲の区分についての取扱いを一步前進させた」点において重要である。<sup>(53)</sup>

大正五（一九一六）年の歯科医師法の改正により、無免許歯科医業者等に対する罰則（三〇〇円以下の罰金）を定めた第一一条の第二項に「医師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケスシテ歯科専門ヲ標榜シ又ハ歯科医業中金属充填、鑲嵌、義歯、齒冠継続及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ属スル行為ヲ為シタル者亦前項ニ同シ」が追加された。これに関連して、附則において、大正五年九月九日の改正歯科医師法公布前「一年以上歯科専門ヲ標榜シ引続キ歯科医業ヲ為ス医師ニ対シテ八第一一条第二項ノ規定ヲ適用セス」との適用除外規定が置かれた。<sup>(54)</sup>

この改正歯科医師法公布にあわせて、内務省は、同法第一一条第二項の運用規程を制定した。すなわち、内務省令第一一号「医師ノ歯科専門標榜其ノ他許可ニ関スル件」である。<sup>(55)</sup>同令第一一条は、医師で歯科専門標榜の許可を受けようとする者は、修業履歴を添えて地方長官を経由して内務大臣に申請することを定め、同条第二項で「前項ノ申請書ニハ齒科学ノ課程ヲ設クル学校等ノ首長ノ作製シタル専ラ歯科ヲ修業シ且相当ノ技能ヲ有スル旨ノ証明書ヲ添付スル」ことを求めた。第二條は、医師で歯科医業中金属充填、鑲嵌、義歯、齒冠継続及架工、齒列矯正並口蓋補綴の技術に属する行為を行うため許可を受けようとする者もまた第一條の取扱手続きを経なければならぬことを定めたものである。

このように、改正歯科医師法と関連法令は、これまで無条件に行われてきた医師の歯科専門の標榜と、医師によ

る歯科医業中の「金属充填、鑲嵌、義歯、歯冠継続及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術」の行使について、「医師の免許の範囲よりは等を除外して、重疊的に許可を受く可きものとした」のである。<sup>(57)</sup> これらの許可を得るためには、歯科医学校長等による「専ら歯科ヲ修業シ且相当ノ技能ヲ有スル旨」を認めた証明書が必要となつた。

次の第一表は、歯科医師法の条文と台湾歯科医師令第一条による歯科医師法の台湾への適用条文との対照表である。歯科医師法の条文は、明治四二（一九〇九）年七月と大正五（一九一六）年九月の歯科医師法の改正内容を反映したものである。

第一表 歯科医師法条文と同法中台湾適用条文対照表

第一表 歯科医師法条文	台湾歯科医師令第一条による歯科医師法中適用条文
<p>第一条 歯科医師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス</p> <p>一 文部大臣ノ指定シタル歯科医学専門学校卒業シタル者</p> <p>二 歯科医師試験ニ合格シタル者</p> <p>三 外国歯科医学校ヲ卒業シ又ハ外国ニ於テ歯科医師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該当スル者</p>	<p>適用除外</p>
<p>第二条 左ニ掲グル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス</p> <p>一 重罪ノ刑ニ処セラレタル者但シ国事犯ニシテ復権シタルトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>二 公権停止中ノ者</p> <p>三 未成年者、禁治産者、準禁治産者、聾者、啞者及盲者</p>	<p>第二条 左ニ掲グル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス</p> <p>一 重罪ノ刑ニ処セラレタル者但シ国事犯ニシテ復権シタルトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>二 公権停止中ノ者</p> <p>三 未成年者、禁治産者、準禁治産者、聾者、啞者及盲者</p>
<p>第三条 禁固ニ処セラレタル者又ハ医事ニ関シ罰金ニ処セラレタル者ニハ免許ヲ与ヘサルコトアルヘシ</p>	<p>第三条 禁固ニ処セラレタル者又ハ医事ニ関シ罰金ニ処セラレタル者ニハ免許ヲ与ヘサルコトアルヘシ</p>
<p>第四条 内務省ニ歯科医籍ヲ備ヘ医師免許ニ関スル事項ヲ登録ス登録スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>第四条 台湾総督府ニ歯科医籍ヲ備ヘ医師免許ニ関スル事項ヲ登録ス登録スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム</p>
<p>第五条 歯科医師ハ自ら診察セスシテ診断書、処方箋ヲ交付シ又ハ治療ヲ為スコトヲ得ス</p>	<p>第五条 歯科医師ハ自ら診察セスシテ診断書、処方箋ヲ交付シ又ハ治療ヲ為スコトヲ得ス</p>
<p>第六条 歯科医師ハ診療簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ</p>	<p>第六条 歯科医師ハ診療簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ</p>



<p>第七條 歯科医師八何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上学位及称号ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ経歴ニ関スル広告ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>第八條 歯科医師八歯科医師会ヲ設立スルコトヲ得歯科医師会ニ関スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム</p> <p>第九條 歯科医師会ハ歯科医事衛生ニ関シ官庁ノ諮問ニ応シ又八建議ヲ為スコトヲ得</p>	<p>第七條 歯科医師八何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上学位及称号ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ経歴ニ関スル広告ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>第八條 歯科医師八歯科医師会ヲ設立スルコトヲ得歯科医師会ニ関スル規程ハ台湾総督之ヲ定ム</p> <p>第九條 歯科医師会ハ歯科医事衛生ニ関シ官庁ノ諮問ニ応シ又八建議ヲ為スコトヲ得</p>
<p>第一〇條 歯科医師第二條第一号又ハ第三号ニ該当スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ歯科医師禁固ニ処セラレタルトキ又ハ業務ニ関シ罰金ニ処セラレ若ハ不正ノ行為アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ歯科医業ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同シ本条ノ取消処分ヲ受ケタル者ト雖第二條第三号ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ与フルコトアルヘシ本条ノ処分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ第二項及第三項後段ノ場合ニ於テハ中央衛生会ノ審議ヲ経ルコトヲ要ス</p>	<p>第一〇條 歯科医師第二條第一号又ハ第三号ニ該当スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ歯科医師禁固ニ処セラレタルトキ又ハ業務ニ関シ罰金ニ処セラレ若ハ不正ノ行為アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ歯科医業ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同シ本条ノ取消処分ヲ受ケタル者ト雖第二條第二号ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ与フルコトアルヘシ本条ノ処分ハ台湾総督之ヲ行フ</p>
<p>第一一條 免許ヲ受ケスシテ歯科医業ヲ為シタル者、停止中歯科医業ヲ為シタル者又ハ第五條、第六條、第七條ニ違背シタル者ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>醫師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケスシテ歯科専門ヲ標榜シ又ハ歯科医業中金属充填、鑲嵌、義齒、齒冠繼續及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行為ヲ為シタル者亦前項ニ同シ</p>	<p>第一一條 免許ヲ受ケスシテ歯科医業ヲ為シタル者、停止中歯科医業ヲ為シタル者又ハ第五條、第六條、第七條ニ違背シタル者ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>醫師ニシテ特ニ台湾総督ノ許可ヲ受ケスシテ歯科専門ヲ標榜シ又ハ歯科医業中金属充填、鑲嵌、義齒、齒冠繼續及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行為ヲ為シタル者亦前項ニ同シ</p>
<p>第二條 本法八明治三十九年一〇月一日ヨリ之ヲ施行ス</p>	<p>適用除外</p>
<p>第三條 本法施行前ノ歯科医術開業免状ハ本法施行ノ後ト雖仍其ノ効力ヲ有ス</p>	<p>適用除外</p>
<p>附則 本法八公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 本法治公布前一年以上歯科専門ヲ標榜シ引続キ歯科医業ヲ為ス醫師ニ対シテハ第一一條第二項ノ規定ヲ適用セス</p> <p>(備考) 歯科医師法ノ条文ハ、明治四二(一九〇九)年七月法律第四五号「歯科医師法中改正」と大正五(一九一六)年九月法律第四四号「歯科醫師法中改正」の内容を反映したものである。 大正五年一月律令第二号「台湾歯科医師令」(府報)第九二五号・大正五年一月二三日、一四頁、一五頁、明治三十九年五月法律第四八号「歯科医師法」(官報)第六八四九号・明治三十九年五月二日、二六頁、明治四二年七月法律第四五号「歯科醫師法中改正」(官報)第一三三四号・大正五七年八月九日、一六一頁。</p>	<p>附則 本法八公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 本法治公布前一年以上歯科専門ヲ標榜シ引続キ歯科医業ヲ為ス醫師ニ対シテハ第一一條第二項ノ規定ヲ適用セス</p> <p>本法八公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 本法治公布前一年以上歯科専門ヲ標榜シ引続キ歯科医業ヲ為ス醫師ニ対シテハ第一一條第二項ノ規定ヲ適用セス</p>

第一表によれば、台湾歯科医師令第一条に依拠し台湾に適用された歯科医師法の内容は、(a) 歯科医師免許の欠格条項(第二条及び第三条)、(b) 歯科医籍に関する事項(第四条)、(c) 歯科医師の業務規制に関する事項(第五条)第七條)、(d) 歯科医師会に関する事項(第八条及び第九条)、(e) 歯科医師の行政処分に関する事項(第一〇条、ただし第四項但書を除く)、(f) 罰則に関する事項(第一条及び附則)であった。

台湾に適用された歯科医師法中、とりわけ(d)と(f)については台湾の特殊事情を踏まえた運用が行われた。(d) について、歯科医師法第八条が台湾に適用されたことにより、歯科医師は「歯科医師会ヲ設立スルコトヲ得」とされ(同条第一項)、台湾総督が「歯科医師会ニ関スル規程」を定めることとなった(同条第二項)。しかし、台湾総督が歯科医師会の設置規程たる「歯科医師会ニ関スル規程」を制定することはなかった。そのため、第九条で定められた「歯科医事衛生ニ関シ官庁ノ諮問ニ応シ又ハ建議ヲ為スコトヲ得」る、いわゆる法定歯科医師会は、台湾歯科医師令のもとでは設立されることはなかった。この状況は「医師会」も同様であった。台湾医師令第一条に依拠し、医師法中の法定医師会に関わる規定が台湾にも適用されたが、台湾総督は、医師会の設置規程を公布することはなかったのである。総督府にとって、官庁への建議権を有する法定医師会を設置することは、完全な行政主導で行ってきた医療衛生政策への障碍となるのみならず、台湾人医師が多数派となる医師会そのものが政治運動の牙城に変質してしまう危険性への懸念もあつた。総督府は、こつした統治政策的な観点から、医師会の設置規程の公布を躊躇せざるを得なかつたのであり、かかる観点から、法定歯科医師会の設置も見送つたのである。

(f) に関して、歯科医師法は、律令をもって台湾に適用されている。律令により台湾に適用される法律が改正された場合の取り扱いについては、明治三二(一八九九)年七月律令第二二号「律令ノ規定ニ依リ本島ニ適用セラルル法律ノ改正アリタルトキノ効力ニ関スル律令」により定められている。該令は「律令ノ規定ニ依リ本島ニ適用

セラルル法律ノ改正アリタルトキハ各其改正法律ニ依ル」とし、「改正法律ノ本島ニ於ケル施行期日ハ各其改正法律施行期日ニ依ル」と規定している<sup>86)</sup>。台湾歯科医師令は、大正五（一九一六）年一月に公布され、施行されたのが大正七（一九一八）年八月であったことから、大正五年九月の歯科医師法の改正は、台湾歯科医師令の公布後、かつ、施行前に行われている。律令第二二号により歯科医師法の改正内容が台湾歯科医師令施行後の台湾に適用されるのは明らかであるが、問題は、附則の「本法公布前一年以上歯科専門ヲ標榜シ引続キ歯科医業ヲ為ス医師ニ対シテハ第一一条第二項ノ規定ヲ適用セス」との特例規定である。つまり、附則は、大正四（一九一五）年九月九日以前から歯科専門を標榜して、大正五年九月九日まで引き続き歯科医業をなす者について第一一条第二項の適用から除外することを定めたものである。この附則もそのまま台湾に適用されることになるので、台湾歯科医師令施行の見通しが立っていない状況下において、改正歯科医師法の公布後早急に附則にある特例規定への対応しておかないと事実の認定が難しくなってしまう。

総督府は、かかる状況を踏まえて、大正五（一九一六）年二月一九日、民警第二五九七号をもって民政長官より各地方庁長宛に「歯科専門標榜ノ医師ニ対シ証明書交付方ノ件」を傳達した。この傳達は、「台湾歯科医師令ハ不日施行相成筈ニ有之候ニ就テハ同令施行ノ上ハ大正五年法律第四十四号歯科医師法中改正附則第二項ニ該当スル医師ニ対シテハ取締上其ノ事実証明ノ必要有之候条取調ノ上便宜相当ノ証明書交付相成度右依命傳達ス」というもので、追って書きにおいて「証明書ヲ交付シタル場合ハ其ノ住所、氏名当府ニ報告」するよう求めた<sup>86)</sup>。総督府は、台湾歯科医師令施行後の取締上の必要を見据えて「歯科医師法中改正附則第二項ニ該当スル医師」を調査して、あらかじめ証明書を交付しておく措置をとったのである。

民警第二五九七号民政長官通達後、台南庁、台中庁及び阿緞庁より大正六（一九一七）年一月に傳達に関わる照

会があり、この照会に対して、総督府は、同年二月、民警第二二五号をもって全地方庁に対して回答を通過している。<sup>(61)</sup> 第二表は、地方庁の照会と総督府の回答の内容を整理したものである。

第二表のとおり、三庁からの照会は、大きく四つの項目に分類できる。すなわち、大正五（一九一六）年九月内務省令第一一号「医師ノ歯科専門標榜其ノ他許可ニ関スル件」の取扱い、証明書交付の手続き、どのような経歴を持つ「医師」に歯科専門の証明を行うのか、という歯科専門証明書の交付基準、歯科医業に従事する医生の取扱いである。

は、内務省令において歯科専門の標榜等の許可申請を「地方長官ヲ經由シ云々」とあるが、この申請があつた場合、省令に依拠して、地方庁において書類を取り扱うのか、との台南庁からの照会であつた。これに対し、総督府は、内務省令は「台湾ニ効力ヲ及ボサス当府ニ於テハ不日規定ヲ設ケラルヘキ見込」と回答した。實際上、総督府は、大正七（一九一八）年七月に府令第五六号をもって「医師ノ歯科専門標榜其ノ他ニ関スル件」を公布し、台湾歯科医師令の施行にあわせて施行している。府令第五六号の内容は、内務省令第一一号とほぼ同一であり、医師にして歯科専門を標榜する場合と、歯科医業中の金属充填等の行為をなす場合の取り扱いは、申請先が許可権者の「台湾総督」となっている以外は内地と同様であつた。ただ、申請があつた際に地方庁を経由することは規定していない。<sup>(62)</sup> は、証明書交付にあたり、本人より証明書交付願を徴して、それに事実証明を行えばよいか、との照会に対し、総督府が「通達ノ趣旨ハ取締ノ必要上官庁ニ於テ進ンテ調査ヲ遂ケ規定ニ適合スルモノト認ムル者ニ対シ証明書交付相成ルヘキ」ことから「本人ヨリ願書ヲ徴スヘキ限ニ在ラス」との回答を行ったものであつた。

とは、総督府の改正歯科医師法附則にある「歯科専門ヲ標榜シ引続キ歯科医業ヲ為ス医師」の認定基準が示されている点で重要である。総督府は「医師（全科）ニシテ歯科医術ノミヲ行ヒ又ハ主トシテ歯科医術ヲ行フモノ

二限り之ヲ歯科専門ヲ標榜スルモノト認ム」との考えであつた。それゆえ、「從來開業医ニシテ歯科部ヲ設ケ歯科治療ヲ為ス者」、「医術開業以来（改正歯科医師法実施前一箇年以上）歯科専門ヲ標榜セスシテ歯科治療、充填術、齒列矯正術等実施セシ事実ノ証明ヲ申請セシ医師」及び「開業医ニシテ歯科専門タルコトヲ標榜セス一般医業ニ従事シ猶歯科ノ治療ヲモ為シツツアル者」は、「歯科専門ヲ標榜シ引続キ歯科医業ヲ為ス医師」に該当せず、証明書の交付対象にはならなかつた。総督府は、歯科医師のみを行う、あるいは主として歯科医師を行う医師を証明書交付の基準とし、歯科専門を標榜せずに、あるいは一般医業と兼業して歯科医業を行う医師は改正歯科医師法附則の特例に該当させなかつたのである。

台中庁と阿緞庁は、代診や助手に歯科治療をさせている医師の取り扱いについての疑義を照会している。台中庁照会の内容は、「一般医業ノ傍ラ歯科部ヲ設置シ無資格者ニシテ相当技能アルモノヲ助手トシテ雇入レ。或ハ利益分配ノ下ニ」多年歯科医ヲ兼業」している医師がいるが、この種の兼業者を附則の特例に該当すると証明すべきか否か、というものであつた。阿緞庁照会も同様の趣旨であり、「代診又ハ助手ヲ置キ歯科ノ治療ヲ為シツツアル医師ニシテ現ニ其事実ヲ標榜シアル者ニハ証明ヲ下附シ差支ナキヤ」という内容であつた。これに対し、総督府は、歯科専門の標榜とは医師「自身」が歯科医術のみを行っている場合、あるいは主として歯科医術を行っている場合に認めるものであつて、医師の雇人が歯科医業を行っていることをもって認めるものではないとし、医師が代診や助手等（無資格者）に歯科医業に属する行為を行わせるのはそもそも「違法行為」である、と断じている。ここからは、無免許医業という違法行為が野放しにされている状況も窺い知ることができる。

第二表 大正五年二月民警警第二五九七号民政長官通達に関する地方庁の照会と總督府の回答

項目	内務省令の取扱い	証明書交付手続	証明書の内容	備考
<p>台南庁照会 (大正六年一月) (台南警衛第五四号)</p>	<p>大正五年九月内務省令第一一 号ニ依ル医師ヨリノ申請ニ対 シテ八地方長官ヲ經由シ云々 トアリ右申請ニ於テ八地方庁 ニ於テ之ヲ取扱フヘキモノナ ルヤ</p>	<p>従来開業医ニシテ歯科部ヲ設 ケ歯科治療ヲ為ス者ハ歯科專 門ノ標榜トハ認め難キヲ以テ 証明ヲ与フル限りニ非スト思 料セラルル御見解如何</p>	<p>開業医ニシテ歯科専門タルコ トヲ標榜セス一般医業ニ従事 シ猶歯科ノ治療ヲモ為シツツ アル者ハ専門歯科医術ニ従事 シタルモノト見做シ差支ナキ ヤ</p>	<p>台南庁照会第三項八同庁解釈 ノ通</p>
<p>台中庁照会 (大正六年一月) (中警衛第八一五二号)</p>			<p>證明書ヲ下附スルトセハ各本 人ヨリ証明願ヲ徴シ夫レニ事 實ノ証明ヲナセハ可ナルヤ又 ハ他ニ便宜ノ方法ヲ採ルヘキ ヤ</p>	
<p>阿緞庁照会 (大正六年一月) (阿警衛第二七九四号)</p>			<p>大正五年二月民警警第二五九 七号民政長官依命通達ノ趣旨 ハ取締ノ必要上官庁ニ於テ進 ンテ調査ヲ遂ケ規定ニ適合ス ルモノト認ムル者ニ対シ証明 書交付相成ルヘキ儀ニ有之本 人ヨリ願書ヲ徴スヘキ限ニ在 ラス</p>	<p>總督府回答 (大正六年二月) (民警第二二五五号)</p>
<p>台南庁照会第三項</p>	<p>法術開業以來(改正歯科医師 法実施前一箇年以上)歯科專 門ヲ標榜セスシテ歯科治療、 充填術、齒列矯正術等実施セ シ事實ノ証明ヲ申請セシ医師 アリ証明ノ限ニ非ラスト認ム ルモ御見解如何(台南庁照会 第三項)</p>	<p>当庁下ニ於テハ一般医業ノ傍 ラ歯科部ヲ設置シ無資格者ニ</p>	<p>代診又ハ助手ヲ置キ歯科ノ治 療ヲ為シツツアル医師ニシテ</p>	<p>歯科専門ノ標榜トハ医師自身 第一項ニ該当スル場合ヲ謂フ</p>

（出典）台湾歯科医師会編『台湾歯科医界史』同会一九四三年、一〇二頁～一〇五頁。

<p>医師の取 扱</p>	
<p>台湾医師令ニテ醫生モ当分ノ内醫師タルノ資格ヲ有スルモノト認メ居レリ之等ノ者ニシテ實際歯科治療ノミニ從事スル者アルモ前項同様證明ノ解ニ非ラスト思料セラリ御見解如何</p> <p>* 医術開業以来（改正歯科醫師法實施前一箇年以上）齒科専門ヲ標榜セスシテ齒科治療ノ充實術、齒列矯正術等實施セシ事實ノ證明ヲ申請セシ醫師アリ証明ノ限ニ非ラスト認ムルモ御見解如何</p>	
<p>前項ノ事實アル醫生ニ対スル取扱ハ如何</p> <p>* 開業医ニシテ齒科専門タルコトヲ標榜セス一般医業ニ従事シ猶齒科ノ治療ヲモ為シツツアル者ハ専門齒科医術ニ従事シタルモノト見做シ差支ナキヤ</p>	<p>シテ相当技能アルモノヲ助手トシテ雇入れ、或ハ利益分配トシテ、多年齒科医ヲ兼業シ居ルモノ有之、是等醫師ノ齒科医業ニ關スル技能ノ如何ハ敢テ知ル処ニ無之候得共前記ノ如ク多年齒科兼業ヲ標榜シ居ルモノニ対シテハ本人ヨリ証明出願ノ場合ハ其ノ事實ニ對シ証明書交付スルハ敢テ差支ナキ処ナルモ齒科醫師法中改正附則第二項ニ依レハ一年以上齒科専門ヲ標榜シ引續キ齒科医業ヲナスモノトアリ、前記當行下ニ於ケル兼業者ニ對シテハ証明スヘキモノニ候</p>
<p>台湾醫師令ニ依ル醫生免許ノ効力ハ醫生トシテ其ノ資格ヲ保有セシメタル儀ニ有之、之ヲ力為醫生力醫師ノ資格ニ變更シタルモノニ無之、從テ大正五年法律第四四号ノ醫師中ニ包含セス全ク同法外ニ在ルモノトス、故ニ醫生ハ齒科診療ヲ行フハ差支ナキモ齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科医業中金屬充填、鑲嵌、義齒、齒冠繼統及架工、齒列矯正並ニ口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行為ヲ為スコトヲ得サルモノトス</p>	<p>現ニ其事實ヲ標榜シタル者ニハ証明ヲ下附シ差支ナキヤ</p>
<p>台湾醫師令ニ依ル醫生免許ノ効力ハ醫生トシテ其ノ資格ヲ保有セシメタル儀ニ有之、之ヲ力為醫生力醫師ノ資格ニ變更シタルモノニ無之、從テ大正五年法律第四四号ノ醫師中ニ包含セス全ク同法外ニ在ルモノトス、故ニ醫生ハ齒科診療ヲ行フハ差支ナキモ齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科医業中金屬充填、鑲嵌、義齒、齒冠繼統及架工、齒列矯正並ニ口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行為ヲ為スコトヲ得サルモノトス</p>	<p>ヲ以テ醫師其ノ雇人（代診又ハ助手等）ヲシテ代リテ齒科医業ニ屬スル行為ヲ為サシムルハ違法行為ナルノミナラス之等ハ齒科専門ヲ標榜スル者ト認メサルハ当然ナリ</p> <p>* 醫師（全科）ニシテ齒科医術ノミヲ行ヒ又ハ主トシテ齒科医術ヲ行フモノニ限り之ヲ齒科専門ヲ標榜スルモノト認ム</p>

台湾医師令の附則には「本令施行前下付シタル医生免許証八当分ノ内其ノ効力ヲ有ス」とあり、<sup>63)</sup> 医生免許証の効力は、台湾医師令施行後においても継続して保証された。これを踏まえて、台南庁より「台湾医師令ニテ医生モ当分ノ内医師タルノ資格ヲ有スルモノト認メ居レリ之等ノ者ニシテ實際歯科治療ノミニテ從事スル者」について、歯科専門を標榜せず歯科医業に従事する医師と同様に「証明ノ限ニ非ラスト思料セラル御見解如何」との照会があり、これと同じ趣旨の照会が阿緞庁からも提出された。これらの照会に対して、総督府は、まず「台湾医師令ニ依ル医生免許ノ効力ハ医生トシテ其ノ資格ヲ保有セシメタル儀ニ有之、之力為医生力医師ノ資格ニ変更シタルモノニ無之とし、医生が「医師ノ業ヲ為ス者」であつて「医師」ではないことを強調した上で、「従テ大正五年法律第四四号ノ医師中ニ包含セス全ク同法外ニ在ルモノトス」と解釈して、歯科診療を行うことは差し支えない旨回答している。しかし、医生は、「歯科専門ヲ標榜シ又ハ歯科医業中金属充填 鑲嵌、義齒、齒冠継続及架工、齒列矯正並ニ口蓋補綴ノ技術ニ属スル行為ヲ為スコトヲ得サルモノトス」として、歯科専門を標榜したり、歯科医業中の金属充填等の行為を行つたりすることは禁止された。

このように、総督府は、台湾歯科医師令の施行に備えて、大正五年の改正歯科医師法附則への対応として、まずは該当者の調査と「証明書」の交付を行つた。「証明書」交付の基準は、医師自身が歯科医術のみを行つているか、あるいは主として歯科医術を行つているかであつた。「証明書」所持者は、台湾歯科医師令の施行後も継続して、改正歯科医師法第一一条で規定する許可を得ずに、歯科専門の標榜と金属充填等の技術に属する行為を行つことができた。歯科医師法第一一条は、医師による歯科専門の標榜や歯科医業中の一部行為を許可制とするものであつた。だが、医生は、歯科医師法外にあるとしながらも、同法第一一条の許可対象となる行為を禁止されたのであり、歯科医業行為について医師より強い規制の下に置かれたのである。



台湾歯科医師令第一条は、歯科医師法の台湾への適用を定めたが、歯科医師資格を規定した同法第一条を適用せず、同令第二条で別に規定していた。まずは、歯科医師法で定める歯科医師資格について確認しておこう。歯科医師法第一条は、「歯科医師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス」として、歯科医師資格として、次の各号を掲げている。すなわち、「文部大臣ノ指定シタル歯科医学専門学校ヲ卒業シタル者」（第一号）、「歯科医師試験ニ合格シタル者」（第二号）、「外国歯科医学校ヲ卒業シ又ハ外国ニ於テ歯科医師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該当スル者」（第三号）である。

歯科医師は、との経路を主軸として養成された。については、文部大臣が「告示」の法令形式をもって指定した。最初に「歯科医師法第一条第一号ニ依リ指定」されたのは、私立東京歯科医学専門学校であり、明治四三（一九一〇）年二月のことであった。<sup>(64)</sup>以後、日本歯科医学専門学校（明治四三年六月指定／私立<sup>(65)</sup>）、大阪歯科医学専門学校（大正九年三月指定／私立<sup>(66)</sup>）、九州歯科医学専門学校（大正一四年八月指定／私立<sup>(67)</sup>）、東洋女子歯科医学専門学校（大正一五年一月指定／私立<sup>(68)</sup>）、東京女子歯科医学専門学校（昭和二年三月指定／昭和九年五月に「日本女子歯科医学専門学校」に名称変更／私立<sup>(69)</sup>）、京城歯科医学専門学校（昭和六年三月指定／私立<sup>(70)</sup>）と続き、昭和八（一九三三）年三月に歯科医学校として初めて官立の「東京高等歯科医学校」が指定されている。<sup>(71)</sup>これらの指定歯科医学校を卒業すると、無試験にて歯科医師免許を取得できたことから、卒業資格と歯科医師資格は同一であった。

の歯科医師試験について、歯科医師法施行後も上述した「医術開業試験規則」による歯科医術開業試験が継続して行われていたが、大正二（一九一三）年九月、文部省は、省令第二八号をもって「歯科医師試験規則」を公布した。該規則による歯科医師試験と歯科医術開業試験との大きな違いは二点ある。第一に、試験科目である。歯科医師試験は、医術開業試験と同様に、学説試験と実地試験に分けられ、学説試験に合格しなければ実地試験を受験

できなかつた。<sup>(72)</sup> ただ、学説試験は、「解剖学（組織学ヲ含む）」、「生理学」、「薬物学」、「病理学（細胞学ヲ含む）」、「口腔外科学」、「歯科治術学（歯科矯正学ヲ含む）」及び「歯科技工学」となり、試験科目がより細分化された。

第二に、受験資格である。歯科医術開業試験は、二ヶ年以上歯科医学を修学した経歴があれば受験できた。だが、歯科医師試験の受験資格は、(a)「中学校若八修業年限四箇年以上ノ高等女学校ノ卒業者又八之同上ノ学力ヲ有スル者」であり、なおかつ、(b)「修業年限三箇年以上ノ歯科医学校ヲ卒業シタルモノ」としたことから、受験資格の大幅な向上がはかられた。(a)の資格は、文部大臣の指定する歯科医学専門学校<sup>(73)</sup>の受験資格と同一であつたことから、歯科医師の基礎的学力の標準化が担保されることとなつた。(b)にある「修業年限三箇年以上ノ歯科医学校」とは、専門学校令に依拠して設立された歯科医学専門学校とは異なり、同令に依拠しない歯科医学校である。例えば、大正一五（一九二六）年に創立された日本大学歯科医学校や京北高等歯科医学校等があり、これらの歯科医学校卒業生には歯科医師試験の受験資格が与えられた。<sup>(74)</sup>

しかしながら、この歯科医師試験は、規則公布後に直ちに施行されたわけではなく、医術開業試験からの移行期間が設けられていた。歯科医師試験規則は、大正一一（一九二二）年一月一日より施行され、<sup>(75)</sup>「歯科医師試験二開シテ八本令施行ノ日ニ至ルマテ仍従前ノ規定ニ依ル」と規定したことから、<sup>(76)</sup>医術開業試験は、歯科医師試験規則が施行されるまで継続して挙行された。試験の移行に際しては、特例措置も講じられた。大正三（一九一四）年から大正九（一九二〇）年六月三〇日までには歯科医術開業試験の学説試験を受験した者については、(a)の資格を有していなくても、歯科医師試験を受験でき、大正一四（一九二五）年二月三一日までに学説試験に合格した場合には、昭和三（一九二八）年二月三一日まで実地試験を受験することが認められた。これと同様の優遇措置は、<sup>(77)</sup>歯科医術開業試験の学説試験合格者にも講じられた。このように、歯科医術開業試験から歯科医師試験への移行は、

長い期間を設けて、新制度に適應できない者を広く救い上げるかたちで実施されていったのである。

「歯科医師法で定められた歯科医師資格を踏まえて、今度は台湾における歯科医師資格を定めた台湾歯科医師令第二条をみていこう。同令第二条第一項は「歯科医師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ台湾總督ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス」とし、歯科医師資格として、「歯科医師法第一条第一号ニ該当スル者」（第一号）、「台湾總督ノ指定スル歯科医師試験ニ合格シタル者」（第二号）、「外国歯科医学学校ヲ卒業シ又ハ外国ニ於テ歯科医師免許ヲ得タル帝國臣民ニシテ台湾總督ノ定ムル所ニ該当スル者」（第三号）を示した。同条第二項は「内務大臣ノ歯科医師免許ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラス歯科医師タルコトヲ得」として、内務大臣交付の歯科医師免許が台湾においても有効であり、所持者は歯科医師であることを確認した。

の「歯科医師法第一条第一号ニ該当スル者」とは、「文部大臣ノ指定シタル歯科医学専門学校ヲ卒業シタル者」を指す。とに關連して、總督府は、大正七（一九一八）年七月、府令第五五号をもって「歯科医師免許ノ資格ニ關スル件」を公布し、台湾歯科医師令の施行と同時に施行した。本令は「左ノ資格ヲ有スル者ハ台湾歯科医師令第二条第一項第二号及第三号ノ規定ニ依リ歯科医師免許ヲ受クルコトヲ得」とし、免許取得資格として「歯科医師試験規則ニ依ル試験ニ合格シタル者」、「医術開業試験規則ニ依ル歯科医術開業試験ニ合格シタル者」及び「外国歯科医学学校ノ卒業證書又ハ外国ノ歯科医師免許證書ヲ有スル帝國臣民ニシテ台湾總督ニ於テ適當ト認メタル者」を指定した。<sup>(78)</sup>このように、台湾歯科医師令第二条第一号で規定する歯科医師資格は、台湾總督に外国歯科医学卒業業者等への歯科医師認定権が与えられているほか、文部大臣指定の歯科医学専門学校卒業者と、歯科医師試験及び歯科医術開業試験の合格者であり、内地の歯科医師資格と変わらなかつた。だが、同令は、附則第三項において歯科医師資格に關わる例外規定を設けていた。すなわち、「台湾總督ハ土地ノ狀況ニ依リ第二条ノ資格ヲ有セザル者

ニ対シ当分ノ内開業ノ地域及期間ヲ限り歯科医師ヲ免許スルコトアルヘシ」との限地開業歯科医の規定である。

この限地開業歯科医の規定をめぐっては、総督府と法制局との間で対立があった。大正四（一九一五）年二月三日に台湾総督より内務大臣に送られた台湾歯科医師令案には第三条において「台湾総督八土地ノ情況ニ依リ第二条ノ資格ヲ有セサル者ニ対シ当分ノ内開業ノ地域及期間ヲ限り医師ヲ免許スルコトヲ得」との文言が入れられていた。同年九月二〇日、在京台湾総督府出張所の片山秀太郎参事官より国府小平総督府衛生課長に宛てて、法制局の仮修正案が送付された。法制局は、仮修正案において第三条を削除したのである。この仮修正案には片山参事官からの「歯科医師令案第三条八前項ノ外ノ者ニ付仍限地開業ヲ認ムル趣旨ナリヤ（別紙法制局修正案八必要ナキモノト仮定シテ之力規定ヲ省キタリ）」との照会文が付されていた。法制局は、台湾歯科医師令第二条で規定する歯科医師資格以外は認めなかつたのである。<sup>(79)</sup> この判断は、次節で述べるとおり、法制局の掲げる内台間の「法制ノ統一」という方針に基づくものであった。

国府衛生課長は、仮修正案を受けて、同年一〇月一日、片山参事官に電報を打つ。すなわち、「歯科医師令案第三条八前項ノ外ノ者ニ付普通医師同様限地開業ヲ認ムル趣旨ナリ歯科医師ノ限地開業ハ台湾ノ実状ニ於テ普通医師以上ニ必要ナリサレバ歯科医師令附則中ニ「台湾総督八土地ノ状況ニ依リ第二条ノ資格ヲ有セサル者ニ対シ当分ノ内開業ノ地域及期間ヲ限り歯科医師ヲ免許スルコトアルヘシ」ノ如キ加入ヲ望ム」と。国府衛生課長は、「台湾ノ実状」即ち「現在ノ歯科医ハ極少数」という状況に照らせば、限地開業医（普通医）以上に限地開業歯科医が必要であることと、限地開業歯科医の規定を本則から附則に移して暫定的措置であることを明確にすることで、本規定を残すことを提案した。これにより、法制局は、「附則」に限地開業歯科医を認める例外規定を置くことに同意した。<sup>(80)</sup>

以上みてきたように、台湾歯科医師令の施行により、歯科医師法の大部分が台湾に適用された。これにより、内地と台湾の歯科医師法制は、相当程度の共通性を有することになった。適用された歯科医師法の条文中、台湾の特殊事情を反映したのが、総督府の統治政策上の観点から法定歯科医師会を設置しなかつたことと、医生を歯科医師法の枠外に置き、歯科診療を許すも、歯科専門の標榜と歯科医業中の金属充填等の行為を禁止し、医師との差別化をはかつたことであつた。台湾における歯科医師資格は、台湾歯科医師令第二条及び附則第三項にて規定したが、全体として内地と同一であり、唯一の例外として限地開業歯科医を認めたのである。

### 三、例外規定をめぐる対立——台湾歯科医師令の改正

台湾総督府は、台湾歯科医師令附則第三項にて規定する限地開業歯科医制度を運用するにあたり、大正七（一九一八）年八月、民警第一九四五号をもつて「限地開業歯科医師免許方針」を定めた。

#### 限地開業歯科医師免許方針

- 一 開業セムトスル地域内ニ台湾歯科医師令第二条ノ資格ヲ有スル歯科医師ノ開業者在ラサルコト
- 二 開業地ヲ管轄スル庁以外ノ地ニ往診ヲ許ササル命令条件ヲ附スルコト
- 三 相当ノ経歴アリテ別ニ定ムル試験ニ合格シタル者ナルコト
- 四 免許年限八三年以内ノコト

方針によれば、限地開業歯科医として免許を受けるには、開業を希望する地域内に有資格歯科医師の開業者がいなことを前提条件として、相当の経歴を有し、なおかつ、別に定める試験に合格する必要があった。免許の期間は三年以内であり、免許を受け開業した際には、管轄庁以外の地域に往診することが禁止された<sup>(81)</sup>。かくして、限地開業歯科医は、附則第三項のとおり「開業ノ地域及期間ヲ限り歯科医師ヲ免許」されたのである。

方針で示された「試験」に関して、総督府は、同月、民警第一九四六号をもって「試験内規」を制定した。内規によると、試験は、限地開業免許申請者を総督府警察本署衛生課に随時招集して行い、筆記試験と口述試験をもつて構成し、筆記試験合格者が口述試験を受験できた。筆記試験には免除規定があり、歯科医師免許については「歯科医師試験規則ニ依ル学説試験及医術開業試験規則ニ依ル歯科学説試験ニ合格シタル者」と、「免許申請者ノ経歴ニ依リ試験施行担当者ニ於テ前各号該担当者ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ムル者」は筆記試験が免除された。受験資格は特に定められておらず、希望者は誰でも受験できた。<sup>(82)</sup>

総督府は、「限地開業歯科医師免許方針」と「試験内規」に依拠して、限地開業歯科医として開業を許可し、免許を付与していった。大正七（一九一八）年七月府令第五四号「台湾歯科医師令施行規則」によれば、歯科医師免許の申請を許可した場合、本府に備え付けの「歯科医籍」に登録して免許を下付した（第一条第三項）。そして、歯科医籍への登録事項は『府報』に載せられた（第一九条<sup>(83)</sup>）。『府報』に掲載された歯科医籍の登録情報によれば、限地開業歯科医として最初に歯科医籍に登録されたのは中山文男であった。登録情報については、「登録年月日」が大正七年一〇月一五日、「登録番号」が一、「開業地域」が宜蘭庁本城堡宜蘭街、「開業期間」が大正七年一〇月一五日より大正一〇年一〇月一四日まで、「族籍」が東京府土族、「氏名」が中山文男、「申請書經由」が宜蘭庁であった。歯科医籍に登録された限地開業歯科医の開業地域をみると、中山文男は宜蘭街であったほか、例え

ば、真田直は台北庁芝蘭三堡淡水街、津田亮頭は桃園庁桃園堡桃園街、山田謙次郎は南投庁南投堡南投街、張文選は台南庁台南市、福田収作は阿緱庁港西中里阿緱街、山田嘉穰は台東庁南郷台東街といったように、各地方庁の要地にて開業が許可されている。<sup>(84)</sup> このことは、限地開業歯科医が有資格歯科医師の開業者がいない地域に限り開業を許可されたことを考えれば、要地ですら有資格の歯科医師が不在であったことを指し示すものである。「府報」掲載の歯科医籍登録情報により、大正八（一九一九）年から大正二二（一九三三）年までの限地開業歯科医の数量を算出してみると、いずれの年も一月一日現在において、大正八年一五人、大正九（一九二〇）年一九人、大正一〇（一九二一）年二五人、大正一一（一九二二）年二六人、大正一二（一九二三）年二五人であった。<sup>(85)</sup>

限地開業歯科医は、有資格の歯科医師が極めて少ない状況なかで、歯科医業を拡充する上で重要な役割を担った。だが、大正一一（一九二二）年三月、総督府は、律令第一号をもって台湾歯科医師令を改め、限地開業歯科医制度を廃止し、新たな歯科医師度を打ち出した。<sup>(86)</sup>

#### 律令第一号

台湾歯科医師令中左ノ通改正ス

附則第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

台湾總督八歯科医師法第一条第一号ニ掲クル学校ニ特別入学ヲ許サレ正規ノ入学資格ヲ有シテ入学シタル者ト同一ノ課程ヲ履修シ全部ノ試験ニ及第シタル者ノ中適当ト認めタル者ニ対シ第一条ノ規定ニ拘ラス当分ノ内歯科医師ヲ免許スルコトヲ得

#### 附則

本令八公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ歯科医師ノ免許ヲ受ケタル者ハ之ヲ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス但シ土地及期間ノ制限ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

本令により、限地開業歯科医制度を認められた附則第三項は削除された。ただ、旧令により限地開業歯科医として歯科医師免許を付与された者の身分は保障されており、限地開業歯科医は、期間満了後も再申請を行うことで継続して歯科医業に従事できた。<sup>(37)</sup> 限地開業歯科医制度に代わって新たに作られた制度とは、「歯科医師法第一条第一号二掲クル学校」即ち「文部大臣ノ指定シタル歯科医学専門学校」に特別入学を許された者で、かつ、正規の課程を履修し、すべての試験に合格した者に歯科医師免許を付与するものであった（以下、特別生特例制度とする）。特別生特例制度による歯科医師免許は、地域と期間の制限はなく、台湾歯科医師令第二条の資格を有する歯科医師に与えられた免許と同一のものであった。

実は、特別生特例制度の創設は、内地留学をしている台湾人子弟の実状を踏まえた歯科医学教育界からの強い要請に基づくものであった。大正九（一九二〇）年一〇月七日付で在京の台湾学生監督永田秀次郎より台湾総督田健治郎宛に送られた文書には、東京歯科医学専門学校長血脇守之助から台湾総督田健治郎宛の一〇月一日付の書翰が添付されている。<sup>(38)</sup> 血脇の書翰には次のように認められていた。

東歯学第一一四五号

大正七年一月一日民警第三三二号ヲ以テ本校特別生歯科医師資格ニ関スル件御回答相成居候処右八朝鮮人ニシ



テ中学校ヲ卒業セサルモノヲ本校特別生トシテ入学セシメ卒業後朝鮮地域ヲ限り歯科医師トシテ無試験開業免許相成居候実例ニ徴シ御島ニ於テモ右同様ノ台湾人ノ特別生トシテ卒業シタルモノニ無試験開業免許証御下附相成候様歯科医師令御改正ノ義御願申上候

元来台湾人又ハ朝鮮人ニ対シテハ主ラ一視同仁恩威並行ハシムル方政治ノ妙所ト存候間歯科医師令中第二条第三項ハ外国歯科医学校卒業生ニ恩典アリテ本国政府ノ指定学校卒業生ヲ認メラレサルハ少シク矛盾シタル御見解ニハ無之カトモ存候何卒周囲ノ事情等ニ不拘最善ノ施設ト御諒解被下候ハ、一日モ早く朝鮮同様御改正被下度御島人本校特別生陳増全ノ卒業ヲ機トシ同人ノ成績ヲ添付シ重ネテ願上候也

大正九年一〇月一日

財団法人東京歯科医学専門学校校長血脇守之助

台湾総督男爵田健治郎殿

この書翰には別添として、陳増全の卒業成績書、朝鮮歯科医師規則及び東京歯科医学専門学校学則の抜粋が付けられた。台湾学生監督の永田もまた血脇の書翰の内容に賛同して「台湾歯科医師法改正ノ議ニ付至急何分ノ御配慮煩シ度朝鮮総督府ニ於テモ既ニ大正六年九月二十日朝鮮歯科医師規則中第一条第四項ニ歯科医学専門学校特別卒業生ニ対シ開業資格ヲ認定セラレ居リ候就テハ貴府ニ於カレテモ朝鮮歯科医師法同様御改正ノ運び願ハルレバ台湾学生ノタメ誠ニ好都合ノ事ト存ジ候間成べく至急御取計相願度候也」と、特別生特例制度を盛り込んだ台湾歯科医師令の改正を台湾人内地留学生のために早急に行うよう台湾総督に訴えている。

総督府は、永田及び血脇の要請を受けて、一月一〇日、下村宏総務長官より永田学生監督宛に総警第三四五

号もつて「十月七日付ヲ以テ歯科医学専門学校特別生卒業試験合格者タル台湾人ヲ台湾歯科医師令ニ於テ当然免許可相成様資格規定ニ關スル件八御申越ノ趣御尤モノ次第ト存候ニ付之力適當ナル改正ニ付考案中ニ有之候間其レ迄八歯科医師令附則第三号ノ規定ニ係ル免許ニ於テ可成便宜ノ取計可致候条右ニ御了知相成度此段及回答候也」との回答文を送付した。<sup>90)</sup>このように、総督府は、特別生特例制度を創設するための台湾歯科医師令改正の要望について「御尤モノ次第」であり、「適當ナル改正ニ付考案中」であることから、それまでは特別生として東京歯科医学専門学校に入学した陳増全ら台湾人卒業生については、限地開業歯科医として歯科医師免許を付与することによって対応すると回答したのである。

では、特別生とは一体どのような生徒なのか。血脇の書翰に添付された東京歯科医学専門学校学則の抜粋によれば、特別生とは、中学校卒業等の正規の入学資格を持たない「朝鮮人台湾人支那人等ニシテ本校ニ入学セントスル者八特別生トシテ許可スルコトアルベシ」との規定により入学が許可された者である。入学志願者には、体格検査及び學術試験を行い、試験の科目は「国語作文」であった。特別生には「外国語ヲ課セサルコトアルベシ」とし、特別生が卒業試験に合格した場合、「畢業証書」が授与される。抜粋が認められた文書には「入学試験ハ本科ハ外国語ノ試験ヲ課スルモ卒業試験ハ外国語ヲ課セス即チ特別生ト同様ノ試験ヲ行フモノトス」との「注意事項」がわざわざ記載されている。<sup>91)</sup>これは、特別生が卒業後、正規学生並みの実力を具えていることを強調したかったためである。

いずれにしても、特別生は、卒業後、「歯科医師試験」を受験する資格（中学校卒業資格等）を有していないことから、内地において歯科医師になる道は閉ざされていた。歯科医術開業試験を受けることにより、「歯科医師試験」の受験資格を得る方法があったが、この特例も大正九（一九二〇）年六月三〇日限りで打ち切られていた。台

湾人や朝鮮人の特別生が卒業後「歯科医師」となるには、台湾や朝鮮に戻って、歯科医師法の枠外において、当該地域限りの歯科医師免許を受けるほか、現実的な方法はなかったのである。

この当時、特別生のうち、朝鮮人の卒業生は、朝鮮に戻れば歯科医師になる道が用意されていた。朝鮮総督府は、大正二（一九一三）年一月府令第一〇一号をもって「歯科医師規則」を公布し、翌年一月一日より施行した。<sup>95</sup> 次いで、大正六（一九一七）年九月、府令第六八号をもって歯科医師規則を改正し、歯科医師資格を定めた第一条第四号に「歯科医師法第一条第一号ノ学校ニ特別入学ヲ許サレタル朝鮮人ニシテ正規ノ入学資格ヲ有シテ入学シタル者ト同一ノ課程ヲ履修シ全科ノ試験ニ及第シタル者」を追加した。<sup>96</sup> これにより、朝鮮人の特別生は、卒業後、朝鮮において歯科医師免許を取得することができた。かりに特別生たる台湾人の卒業生が朝鮮に渡っても、朝鮮の特別生特別制度は「朝鮮人」に限定していることから、歯科医師免許を付与されることはない。かくして、台湾人の特別生が卒業後に実際に取り得る道は、台湾に戻り、限地開業歯科医になることしか残されていない。かつして、台湾人の特別生は、台湾中央衛生会に律令案が諮詢された。その後、九月三〇日、「諮詢取消ニ関スル件」が衛生課より立案され、一〇月四日、総務長官より台湾中央衛生会長に対して、台湾歯科医師令中改正律令案の諮詢を取り消す旨通達がなされた。理由は「本件八別途律令案ヲ起シ進行セントスルモノニシテ曩ニ諮詢セラレタルハ改正案ノ内容ニ付中央衛生会ノ意見ヲ徴スルヲ至当ト認メタルニアリシカ其ノ後關係諸官ニ非公式ニ其ノ意見ヲ求メタル処大體不可ナキ力如クナルヲ以テ一面進行ヲ急ク關係上茲ニ至リタルモノトス」というものであり、関係者に非公式に意見

下村総務長官より永田学生監督宛に文書が送られた二日後の大正九（一九二〇）年一月一三日、総督府警務局衛生課は「台湾歯科医師令中改正ノ件」を起案した。本案は、台湾歯科医師令中改正律令案を台湾中央衛生会に諮詢することについて決裁を得ようとするものであった。大正一〇（一九二一）年三月一四日に決裁され、一五日に総督より台湾中央衛生会に律令案が諮詢された。その後、九月三〇日、「諮詢取消ニ関スル件」が衛生課より立案され、一〇月四日、総務長官より台湾中央衛生会長に対して、台湾歯科医師令中改正律令案の諮詢を取り消す旨通達がなされた。理由は「本件八別途律令案ヲ起シ進行セントスルモノニシテ曩ニ諮詢セラレタルハ改正案ノ内容ニ付中央衛生会ノ意見ヲ徴スルヲ至当ト認メタルニアリシカ其ノ後關係諸官ニ非公式ニ其ノ意見ヲ求メタル処大體不可ナキ力如クナルヲ以テ一面進行ヲ急ク關係上茲ニ至リタルモノトス」というものであり、関係者に非公式に意見

を聴取したところほぼ反対意見はないことから「別途律令案ヲ起シ進行」するとして諮詢を取り消したのである。<sup>(94)</sup>

確かに、「諮詢取消二閣スル件」の起案日と同日に衛生課より「台湾歯科医師令中改正ノ件」として律令上奏案が立案され、一〇月三日に決裁を得て、同月四日、総督より内閣総理大臣に発送されている。その後、翌（一九二二）年二月一六日、在京の鼓包美参事官から下村充郎参事官に対して「台湾歯科医師令中改正ノ件法制局ニ於テ別紙ノ通決定致候条御了知相成度候也」との通知があり、法制局決定案が送付されている。だが、この法制局決定の律令案は、この通知より前にすでに閣議に提出されており、二月七日、総督名義の一月一〇日付上奏文とともに、内閣総理大臣より閣議請議されていた。律令案は、二〇日の閣議決定を経て上奏され、二一日に裁可を得て、翌月二日に公布された。<sup>(95)</sup>

大正一〇（一九二一）年一〇月四日に内閣総理大臣に送られた総督府の律令案（以下、総督府案とする）と、二月七日に閣議請議された法制局決定の律令案（以下、法制局案とする）は、内容に大きな違いがあつた。総督府の本府には一〇月四日に総督府案を発送して以降、二月一六日に法制局案が送られてくるまで、往復文書等の公式記録がないことから、在京の鼓包美参事官らが主導して法制局との折衝の任にあつたと考えられる。第三表は、総督府案と法制局案の改正内容と、各案に添付された改正の理由書を対照させたものである。

第三表によれば、総督府案と法制局案との最も大きな差異は、前者が「附則二左ノ一項ヲ加フ」としたのに対して、後者は「附則第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム」としたことである。このことは、総督府が特別生特例規定を附則に追加するのみで、附則第三項の限地開業歯科医に関わる規定の削除を考えていなかったことを示している。法制局案は、特別生特例規定をもつて附則第二項及び第三項を上書きして削除するものであつた。これに伴って、理由書の書きぶりにも違いが生じた。両案の理由書とも、台湾における歯科医師開業者が極めて少ないとの認識は共

通している。ただ、総督府案の理由書は、内地人の有資格歯科医師の開業者も稀であることから、それを代替する制度として特別生特例制度を作ると述べたのに対し、法制局案の理由書は、歯科医師補充のため限地開業歯科医を認めてきたが、「不便且穩当ナラサル」ため、これを廃し、特別生特例制度で代替すると述べたのである。

第三表 台湾歯科医師令中改正律令案の改正内容と理由書対照表

項目	総督府案	法制局案
改正内容	台湾歯科医師令附則二左ノ一項ヲ加フ 台湾総督ハ歯科医師法第一条第一号ニ該当スル学校ニ特別入学ヲ許サレタル台湾人ニシテ正規ノ入学資格ヲ有シテ入学シタル者ト同一ノ課程ヲ履修シ全部ノ試験ニ及第シタル者ニシテ適当ト認メタル者ニ対シ第二条ノ規定ニ拘ラス当分ノ内歯科医師ヲ免許スルコトヲ得 附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	附則第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム 台湾総督ハ歯科医師法第一条第一号ニ掲ケル学校ニ特別入学ヲ許サレ正規ノ入学資格ヲ有シテ入学シタル者ト同一ノ課程ヲ履修シ全部ノ試験ニ及第シタル者ノ中適当ト認メタル者ニ対シ第二条ノ規定ニ拘ラス当分ノ内歯科医師ヲ免許スルコトヲ得 附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 従前ノ規定ニ依リ歯科医師ノ免許ヲ受ケタル者ハ之ヲ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス但シ土地及期間ノ制限ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
理由書	台湾ニ於ケル歯科医師開業者数ハ甚タ少数ニシテ医療上多大ノ不便ヲ感シツ、アリ而シテ内地人ノ有資格者ニシテ本島ニ於テ開業ヲ試ムルモノ近年稀レニ見ルノミ故ニ前述ノ欠陥ヲ補フノ必要ヨリ本案ヲ提出スル所以ナリ	従来台湾ニ於テハ歯科医師開業者甚タ少ク之ヲ補充トシテ限地開業ノ制ヲ認メタリシカ不便且穩当ナラサルヲ以テ之ヲ廃シ本島人ニシテ相当資格アル者ノ中ヨリ之ヲ補充セシムルヲ適当ナリト認メタルニ由ル

（出典）「歯科医師令中改正公布」・大正一一年台湾総督府公文類纂第一四巻・第二五文書、簿冊番号：〇三二七、及び「台湾歯科医師令中改正律令案」・公文類纂・第四六編・大正一一年・第二七巻、請求番号：類〇一四五〇〇〇。

改正内容の二点目の差異は、特別生特例制度の対象の違いである。総督府案は、「歯科医師法第一条第一号ニ該当スル学校ニ特別入学ヲ許サレタル台湾人ニシテ正規ノ入学資格ヲ有シテ入学シタル者」であったのに対し、法制局案は、「歯科医師法第一条第一号ニ掲ケル学校ニ特別入学ヲ許サレ正規ノ入学資格ヲ有シテ入学シタル者」となつ

ている。つまり、総督府案が制度の対象を「台湾人」に限定したのに対し、法制局案は、「台湾人」だけでなく「朝鮮人」や「支那人」への適用も可能とし、対象を拡大したのである。改正内容の三点目の差異は、法制局案が限地開業医制度の廃止を踏まえて、現行規定により免許された限地開業歯科医の救済規定を入れていることであつた。

このように、総督府は、限地開業歯科医制度を引き続き利用して、有資格歯科医師開業者が不在の地域に歯科医療の普及をはかる余地を残しながら、特別生特例制度をもつて有資格歯科医師並みの歯科医師を作り出して、全島の歯科医療体制を充実させていく構想であつた。だが、法制局は、限地開業歯科医制度の廃止と引き替えに、特別生特例制度の新設を認めて、最終案を決定したのであり、台湾歯科医師令の制定時に妥協した限地開業歯科医制度の撤廃を貫徹したのである。

ここで、別の史料から総督府及び法制局の限地開業歯科医制度及び特別生特例制度に対する認識についてももう少し深掘りして検討してみたい。まずは、閣議に諮られた法制局案に「理由書」と一緒に添付された「説明書」の内容を確認してみよう。この「説明書」は、総督府案に添付された「説明書」と同一の内容であることから、両者の認識は、表面上、共通している。

理由書ニ於テ大要ヲ述ヘタルカ如クニシテ台湾歯科医師令施行（大正七年八月一日）後同令附則ノ規定ニ基キ開業ノ地域及期間ヲ限リテ無資格者ニ歯科医師免許ヲ附与シ以テ聊カ焦眉ノ急ニ供ヘタリ而シテ其ノ数今ヤ三〇名余ニ達セリ然ルニ此ノ所謂限地開業免許ハ実質ニ於テ好マシカラサル制度ナル力故ニ無制限ニ拡張ヲ許スヘキモノニアラス茲ニ於テ之レニ代ハルヘキ適策ヲ求ムレハ本案ノ如ク文部大臣指定ノ歯科医学専門学校ニ於

テ特別科トシテ教育セラルル台湾人ニシテ其ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ其ノ學術技術ニ於テ本科生ト遜色ナキ迄ニ優秀ナルモノモアリ之等ノモノニシテ已ニ限地開業免許ヲ附与セル前例ニ徴スルモ相当ノ成績ヲ収メツ、アルモノニシテ歯科医療機關普及策上機宜ノ措置ト認ムルモノナリ而シテ朝鮮ニ於テモ右ト同様ノ關係ニ在ル鮮人ニ対シ歯科医師規則ハ之ヲ免許資格トシテ規定セラレタルハ数年前ノコトニ屬ス右ノ如ク朝鮮ニ於テハ当然ノ資格トシテ規定セルニ拘ハラス台湾ニ於テ之ヲ附則ノ規定ト為サムトスルハ形式的ニ於テ差アルノミト其ノ實質ヲ異ニスルナシ只彼ハ朝鮮総督府令ヲ以テシ之ハ律令ヲ以テセラルル關係上ニ過キスシテ即チ歯科医師令ノ内容ハ其ノ大部分歯科医師法ヲ引用セラレ歯科医師免許ニ關シテハ内地ト同一ナラシメントノ最初ノ方針ニ外ナラス故ニ之ヲ本則ト為サス附則ノ規定ト為スヲ穩當ト認メタルニ由ル

説明書によれば、限地開業歯科医が歯科医療普及上の「焦眉ノ急ニ供ヘ」た制度であつて、無資格者に歯科医師を免許する「實質ニ於テ好マシカラサル制度」であり、「無制限ニ拡張」すべきものではないことから、これに代わる適当な施策として特別生特例制度を位置づけている。ただ、この特別生特例規定は、朝鮮の「歯科医師規則」では「当然ノ資格」として本則である第一条に入られているが、台湾歯科医師令では附則に置き、暫定的な「例外規定」扱いとした。この所以は、台湾歯科医師令制定時における「歯科医師免許ニ關シテハ内地ト同一ナラシメントノ最初ノ方針」に基づくものであつた。<sup>96)</sup>

總督府案に付された「説明書」の文末には朱書きで「大正一〇年二月一日付ヲ以テ警務局長ヨリ敲參事官宛ニ送付シタル書面ニ於テ本説明書ノ趣旨ヲ一層詳細ニ回答シアリ」との記載があり、實際上、川崎卓吉警務局長から鼓包美參事官に送つた、大正一〇年二月一日付の「歯科医学専門学校特別科卒業生ニ対シ歯科医師免許ニ關スル

「回答」の写しが「参考」として添付されている。この回答文は、東京歯科医学専門学校校長血脇守之助からの要請を大きな契機として、府内で検討を進めている台湾歯科医師令中改正案の意義と背景について、法制局との折衝の責任を負うであろう鼓參事官に説明したものであった。<sup>(97)</sup>

川崎警務局長は、台湾歯科医師令制定の趣旨より話を起こしている。

台湾歯科医師令（律令）ノ制定ニ際シ歯科医師法ノ大部分ノ規定ヲ引用スルニ至リタルハ当時法制局ノ意向ニ基クモノノ如ク之レ成ルヘク内地本島間ノ法制ノ統一ヲ図ラントノ趣旨ニ出ツルモノト認ム又本島ニ於ケル歯科医師ノ素質ヲ内地ト遜色ナカラシメンコト法制ノ統一ニ俟ツモノ大ナラストセス故ニ免許資格ハ全然内地ト同一ナラシムルヲ原則トセリ

川崎警務局長によれば、台湾歯科医師令により、歯科医師法の大部分を台湾に適用させたのは、内地と台湾との間の「法制ノ統一」をはかる法制局の意向に基づく措置であった。さらに、歯科医師資格を規定した歯科医師法第一条は、台湾に適用されていないといえ、歯科医師の素質を内地の水準と同様にするため、免許資格は内地と同一にすることを原則とした。この原則に基づき、総督府は、上述のように、台湾歯科医師令第二条で定める歯科医師資格を内地と同程度に設定したのであった。<sup>(98)</sup>

しかしながら、総督府は、歯科医師資格中の例外として限地開業歯科医を設けていた。川崎警務局長は続けている。限地開業歯科医制度については「本島開発ノ現況ニ鑑ミテ有資格者ノミノ開業ヲ期スル能ハサルモノアルヲ以テ漸次理想ノ域ニ到達スルノ外ナク之力為メ限地開業免許ノ例外規定ヲ附則ニ置」いたのであって、「此ノ例外規



定八時運ノ進展ニ伴ヒ敢テ永續ヲ期スルモノニアラサルハ異論ナキ所ナリ」と述べ、恒久的制度ではないとの認識を示す。だが、現状において「限地開業免許ノ例外規定存スルヲ以テ其ノ応用ノ広狭寛嚴ニヨリ時ノ宜シキニ從フヲ得ヘシ」といい、限地開業歯科医制度の弾力的な活用により、該制度を歯科医療普及上の手段として保持する考えであつた。<sup>(99)</sup>

川崎警務局長によれば、歯科医学専門学校の特別生たる台湾人について「無論此ノ例外規定ノ適用ヲ以テ限地開業免許ヲ受ケシメ」ることができるが、あえて特別生特例制度を設ける理由は「特別生ノ教育ハ殆ント本科二等シキモノニシテ只入学資格ニ於テ相異アリ而モ其ノ相異タルヤ台湾人中等教育ノ現制ニ於テ未タ内地人ノ如クナラサルノ結果ニアリトセハ茲ニ限地開業免許ナル例外規定ニ一歩ヲ進メタル規定ヲ制定シ例外ノ範圍ヲ拡大スルモ亦時勢相当ノ政策ト認メ」たことにあつた。<sup>(100)</sup> 確かに、この当時、台湾における台湾人の中等教育は内地の高等教育機関と接続されていなかったことから、「内地中学校に留学する者も年々増加の傾向にあつた」。大正一一（一九二二）年二月、勅令第二〇号「台湾教育令」の公布をもって、いわゆる「内台共学」が実現したことにより、ようやく内地の高等教育機関との連絡が可能となつた。<sup>(101)</sup> このように、台湾人の教育制度上の問題もまた特別生特例制度創設の背景にあつたのである。

次いで、川崎刑務局長は、朝鮮總督府が府令をもって制定した「歯科医師規則」をとりあげて次のように述べる。

朝鮮歯科医師規則八府令ニシテ其ノ制定ニ当リテハ台湾歯科医師令ノ制定ト同様ニ法制局トノ交渉アリタルヤ否ヤハ詳ナラサレトモ制定ノ形式ニ於テ彼我ノ區別ノ存スルハ明察ニシテ或ハ法制ノ統一ニ關シテ何等顧慮セザリシモノノ如シ果シテ然ラハ朝鮮ノ規則ハ内地法ニ則ルノ必要ナク從テ台湾歯科医師令ノ如ク限地開業免許

ノ例外規定ヲ存スルノ必要ヲ生セス便宜其ノ必要ニ応シ免許資格ノ規定ヲ改廃スルモ亦自由ナリ<sup>(10)</sup>

台湾と朝鮮の歯科医師法制は、基礎となる法令の形式が律令か府令かに差異があつた。律令とは、明治二九（一八九六）年三月法律第六三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」により台湾総督に授權された委任立法権に基づき制定・公布された「法律ノ効力ヲ有スル命令」のことをいい、台湾に適用する法律がない場合や該当する法律があつても台湾の特殊事情から適用できない場合に立案された<sup>(11)</sup>。該法によれば、内地法の全部または一部を台湾に適用する際には勅令をもつて施行するとあるが、勅令による法律の台湾施行にあつては、台湾の特殊事情に配慮した特例を当該勅令中に規定することができなかつた<sup>(12)</sup>。したがつて、勅令ではなく律令をもつて歯科医師法制を形成すること自体が台湾の特殊性を物語る事柄である。しかし、台湾総督に委任立法権が付与されたとはいつものの、台湾総督は、独断で律令を制定できたわけではない（緊急律令を除く）。律令案は、閣議決定を経て、勅裁を得なければならぬ。このため、律令の制定には、主務大臣及び主務省の監督指導が必要であり、制定の実質的な最終決定権は内閣総理大臣が掌握していた<sup>(13)</sup>。こうして、律令による台湾歯科医師令の制定及び改正を実現するには、總督府を監督する主務省と、内閣法制局の了解を得る必要性が生まれるのである。

府令とは、明治四三（一九一〇）年九月勅令第三五四号「朝鮮總督府官制」第四条に依拠し、朝鮮總督の職權または特別の委任により発せられた命令であり、これには、「一年以下ノ懲役若八禁錮、拘留、二百円以下ノ罰金又八科料ノ罰則ヲ附スルコト」が認められた<sup>(14)</sup>。府令は、「二〇〇円以内ノ罰金若八一年以下ノ禁錮」を罰則上限とする「勅令」<sup>(15)</sup>と同一程度の罰則を科すことができたとともに、「朝鮮ニ施行セラルル法律勅令ニ抵触セザル限度ニ於テ勅裁ヲ経ルヲ要セスシテ広く總テノ事項」を規定できた<sup>(16)</sup>。勿論、「台湾医業規則」が府令をもつて制定されていたこ

とに触れるまでもなく、台湾総督もまた明治三〇(一八九七)年一〇月勅令第三六二号「台湾総督府官制」第五条により、朝鮮総督と同様に府令制定権が付与されており、朝鮮総督府令と同一程度の罰則を科せた<sup>11)</sup>。これらの、府令の制定は、総督の専権事項に属することから、制定過程において中央政府の了解を得る必要はないのである。

したがって、川崎警務局長は、「朝鮮歯科医師規則八府令ニシテ其ノ制定ニ当リテ八台湾歯科医師令ノ制定ト同様ニ法制局トノ交渉アリタルヤ否ヤハ詳ナラサレトモ」、律令と府令という法令形式の違いによって、言い換えれば、制定過程において法制局の審査を受けるか否かによって、朝鮮では法制局の掲げる「法制ノ統一」という方針が何等顧慮されていないようである、と疑義を呈したのである。川崎は、続けて、これにより朝鮮の歯科医師規則は、内地法に則る必要はないばかりか、台湾歯科医師令の限地開業歯科医規定のような例外規定を設ける必要もなく、朝鮮総督は、歯科医師資格を規定する第一条を自由に改廃できると批判する。しかしながら、「台湾歯科医師令八母国法ニ則リタルモノナルコト前述ノ如クニシテ其ノ關係上今更免許資格中内地法ニ認めサル下位ニ属スルモノヲ加フルハ正ニ法制ノ逆転ト云フ」事態を引き起こすことになるため、「法制ノ統一、免許資格ノ維持ノ点ヨリ觀テ之ヲ附則的規定ト為スヲ以テ尤モ規定ノ体裁ヲ得タルモノト考フ」と述べた<sup>12)</sup>。

川崎警務局長の朝鮮歯科医師規則への批判は間違っていないかった。川崎より鼓參事官に宛てた文書が送られた僅か三日後の大正一〇(一九二一)年二月一四日、朝鮮総督府は、府令第二六号をもって歯科医師規則を改正し、第一条の歯科医師資格に「朝鮮総督ノ定ムル歯科医師試験ニ合格シタル者」を追加した<sup>13)</sup>。さらに、同日、府令第二七号「歯科医師試験規則」を制定し、歯科医師資格中の「歯科医師試験」を制度化した。歯科医師試験規則によれば、受験資格を「修業年限三年以上ノ齒科学校ヲ卒業シタル者又八五年以上齒科医術ヲ修メタル者」と規定しており、内地の歯科医師試験より受験資格が低く設定されていた<sup>14)</sup>。この朝鮮における歯科医師試験は、大正一〇(一九二一)

年九月に第一回が挙行されて以降、継続して行われた。台湾歯科医師令第二条第一項第二号は「台湾総督ノ指定スル歯科医師試験ニ合格シタル者」を歯科医師資格として認めており、独自の歯科医師試験制度を作り、合格者に歯科医師資格を付与する余地を残していた。だが総督府主催の歯科医師試験が行われることはなかった。

台湾と朝鮮との歯科医師をめぐる状況の違いはこれに止まらない。台湾においては「医師」を養成する総督府医学専門学校や台北帝国大学医学部はあったが、「歯科医師」の養成機関は存在しなかった。朝鮮においては、京城歯科医学専門学校が昭和四（一九二九）年四月一日開校の認可を得て、昭和五（一九三〇）年一月に朝鮮総督より「歯科医師規則第一条第一項第一号ノ歯科医学校」に指定され、翌（一九三一）年三月に文部大臣より「歯科医師法第一条第一項第一号」に該当する歯科医学専門学校に指定された。朝鮮には、卒業資格をもって朝鮮だけではなく、内地においても歯科医師資格が付与される歯科医学専門学校が存在していたのである。

このように、朝鮮における歯科医師供給源の多様性と対比すれば、台湾における歯科医師の供給源は単一的であった。この供給源は、台湾歯科医師令の改正をもって限地開業歯科医の特例規定が削除されたことから、外国医学校卒業者等への歯科医師免許付与と医師による歯科専門標榜の許可を除けば、すべて内地の教育制度や試験制度に依存したのである。

これまで台湾歯科医師令中改正案をめぐる総督府と法制局との対立と背景についてみてきた。総督府と法制局とも限地開業歯科医制度が「実質ニ於テ好マシカラサル制度ナル力故ニ無制限ニ拡張ヲ許スヘキモノニアラス」という共通の認識を有していた。しかし、総督府は、歯科医師開業者が不在の地域に限り免許する限地開業歯科医の歯科医療普及政策上の利点を考慮し、限地開業歯科医制度を残しながら、特別生特例制度を新たな例外規定として追加することを企図した。しかし、法制局は、特別生特例制度を認めだが、限地開業歯科医制度の存続は認めなかつ

た。ここには、法制局が台湾歯科医師令制定時から堅持する内台間の「法制ノ統一」という方針が作用した。この方針に従えば、例外規定は極力排除されなければならない。特別生特例制度については、歯科医師法で認めていないとはいえ、内地の歯科医学専門学校に特別生として留学した台湾人を救済するという観点と、朝鮮において先行して制度化されているという既成事実から、法制局は、制度の導入に合意した。だが、限地開業歯科医制度は、歯科医師法で認めていないだけでなく、朝鮮においても認められていなかった。こうして、法制局は、体系的な歯科医学教育を受けていない無資格者に免許を付与する「不便宜穩当ナラサル」制度であることと、内台間の「法制ノ統一」という方針から、限地開業歯科医制度の廃止を決定したのである。

最後に、これまでみてきた歯科医師法制の変遷が歯科医療の普及にどのような影響を与えたのかについて、歯科医師数の推移に着目して検討したい。総督府の公式統計書である『台湾総督府統計書』は、医師、産婆、薬剤師、薬種商等の医療関係者の統計を掲載している。この統計書において「歯科医師」の統計が掲載されるようになるのは、『台湾総督府第一八統計書』（台湾総督官房統計課、一九一五年）からである。第一八統計書は、大正三（一九一四）年一月二三日時点の統計を載せており、この時点の歯科医師数は僅か一人である。ただ、第一八統計書には過去五年分の統計も載せられている。そのため、歯科医師の公式統計は、明治四二（一九〇九）年から知ることができる。当該年の歯科医師数は四人であった。<sup>116</sup>

折しも『台湾総督府第一八統計書』が刊行された大正四（一九一五）年は、「医師」と「歯科医師」の身分を個別に定める「台湾医師令」と「台湾歯科医師令」の律令案が府内の決裁を得て中央政府に送られ、内務省や法制局との折衝が行われている時期にあたっている。第一八統計書から「歯科医師」統計の掲載が始まったのは、この律令案が府内で認識共有された結果であると推測できる。第一八統計書以降、歯科医師の統計が掲載され始めたが、

第4表 歯科医師・医師・医学生数の変遷

年	台湾					内地	
	歯科医師			医師	医学生	歯科医師	医師
	開業医	官庁奉職	計				
1910	6	2	8	383	1,266	1,125	38,055
1915	14	1	15	578	979	2,945	43,813
1920	60	-	60	763	732	6,164	45,488
1925	90	4	94	972	522	11,392	45,327
1930	212	5	217	1,272	354	16,065	49,681
1935	324	12	336	1,674	233	20,010	57,581
1940	443	23	466	2,401	133	23,214	65,332

(出典) 『台湾総督府統計書』、『衛生局年報』(内務省)及び『衛生年報』(厚生省)各年度。

(備考) 「官庁奉職」には、官立医院や医学校等に勤務する歯科医師を含む。

掲載方法は「医師」の項目の細目である「開業」と「官庁奉職」の枠内に外数として併記するものであった。歯科医師の項目が独立するのは、大正一〇(一九二一)年二月三日時点の統計を掲載した『台湾総督府第二五統計書』(台湾総督官房調査課、一九二三年)からである。ここにいたって、ようやく公式統計上における歯科医師の身分が確立されたのである。

第四表は、明治四三(一九一〇)年から昭和一五(一九四〇)年までの歯科医師、医師、医学生数の推移を五年毎にまとめたものである。歯科医師は、明治四三年に僅か八人であったが、大正七(一九一八)年の台湾歯科医師令の施行及び大正一一(一九二二)年の同令改正を経て、大正一四(一九二五)年に九〇人、昭和五(一九三〇)年に二二二人、昭和一〇(一九三五)年に三二四人、昭和一五(一九四〇)年に四四三人となった。大正一四年以降、五年間でおよそ一〇〇人から一二〇人宛増加している。歯科診療の一端を担っていた医学生は、明治三四(一九〇一)年末以降、一部例外を除き、医学生免許証の新規交付が行われなかったことから、年々減少していき、昭和一五(一九四〇)年には一三三人となった。第四表からは、台湾の医界が

漢方医学を中心とする伝統的な「医生」から西洋医学を学んだ「医師」に移り変わっていく様相を窺い知ることができよう。

上述したように、台湾の歯科医師供給源は、主として内地の教育制度と試験制度に依存していた。そのため、内地の動向が台湾の歯科医師数に直接的な影響を与えた。内地において明治四三年の歯科医師数は二二五人であり、医師に比べれば圧倒的に少数であった。しかし、同年に東京歯科医学専門学校が無試験免許付与の指定校となつて以降、歯科医学専門学校の設立と指定校化が進展していくとともに、並行して医術開業試験及び後継の歯科医師試験が行われていくことで、歯科医師数は、五年毎に三千人から四千人程度増加していった。

台湾人の内地留学は、台湾教育令により内地と台湾との教育系統が連絡されたこともあって、一九二〇年代に本格化する。大正一二(一九二三)年から昭和一二(一九三七)年までに内地の専門学校以上の学校に留学した台湾人子弟の四〇％は医学を修学していたことから、<sup>(10)</sup> 歯科医学専門学校もまた重要な留学拠点であった。さらに、大正一一(一九二三)年の台湾歯科医師令改正により特別生特例制度が設けられたことで、<sup>(11)</sup> 歯科医学専門学校に留学することへの動機付けがなされた。台湾歯科医師会が大正一四(一九二五)年に行つた調査によれば、内地の歯科医学専門学校に留学している台湾人子弟は男女合わせて約八〇人であり、その大部分が中学校の卒業者ではなかつたという。<sup>(12)</sup> 特別生特例制度は、台湾の歯科医師数の増加を促進させたのである。

昭和五(一九三〇)年の歯科医師数二七人の内訳は、官立医院奉職医師が五人、開業者が一七九人、医師にして歯科医師標榜の許可を受け開業する者が三三人であった。このほか、限地開業歯科医が一五人いた。医師による歯科医師標榜の許可者は、すべて台湾人であり、<sup>(13)</sup> 歯科医師総数の一五％を占め、台湾歯科医界において一定の勢力を有したが、<sup>(14)</sup> 総督府は、どのような経歴をもって歯科専門の標榜を許可したのであろうか。例えば、医師の高敬遠

は、大正八（一九一九）年七月に歯科専門標榜を許可されている。高敬遠は、大正四（一九一五）年四月に台湾總督府医学学校を卒業し、同月、官立の台北医院雇となり、歯科部勤務を命じられ、大正六（一九一七）年四月に同院産婦人科部に異動となった。歯科専門標榜の許可には「齒科学ノ課程ヲ設クル学校等ノ首長ノ作成シタル専ラ齒科ヲ修学シ且相当ノ技能ヲ有スル旨ノ証明書」が必要であった。高敬遠の歯科専門標榜の申請書類に添付された大正八年三月二一日付の「証明書」は、台北医院歯科部長の安沢要と台北医院長稻垣長次郎の連名をもって認められており、高敬遠は「台湾總督府医学学校卒業者ニシテ大正四年四月三〇日ヨリ同年四月二九日迄当院医務雇トシテ齒科部ニ勤務シ齒科技術ヲ練習シ相当技術ノ熟達ヲ認め齒科開業ニ適當ノ者タル事ヲ証明候也」という内容であった。<sup>18)</sup>

ここからは、總督府が医療機関である台北医院を「齒科学ノ課程ヲ設クル学校等」に含むとみなし、台北医院での歯科部勤務の職歴をもつて歯科専門の標榜を許可したことがわかる。台湾には、歯科医師養成機関がなかったため、官立医院の歯科部がその代替機能を果たしたのである。

台湾の歯科医師数は、内地の歯科医師の増加に連動して、また内地留學生の増加及び特別生特例制度の運用によって継続的に増加していくも、内地と比較すれば、圧倒的に不足していた。台湾と内地の人口一人あたりの歯科医師数をみてみると、昭和五（一九三〇）年ではそれぞれ二一六三人と四〇一人、昭和一〇（一九三五）年ではそれぞれ一五五一四人と三四六〇人であった。<sup>19)</sup>

明治四一（一九〇八）年から昭和二二（一九四七）年までの約四〇年間、台湾において診療や医学研究に従事し、「親しくその変遷を耳聞目睹してきた」丸山芳登は、台湾における歯科医療の普及状況に触れて、次のように述べている。すなわち、歯科医師は「昭和一五年末の調査に於て僅に四六六人であつて、然かも内一八〇人は日本人である。但し台湾人間には窃かに齒科医の行為を行つておる無免許者が相当数存在するものと思われ」と。台湾齒



科医師令により歯科医師法第一一条の罰則規定が台湾に適用され無免許医業者への罰則が強化された後も、『台湾日日新報』には「もぐり歯科医罰金二〇円」、「偽歯科医跋扈」、「無免許の歯科医患者を殺す」、「無免許歯科医九名受検挙」、「無免許歯科医罰金百円」、「偽せ歯科医捕はる」、「無免許歯科医新竹署で検挙」等の無免許医業関連の記事が頻りに登場している<sup>(註)</sup>。これらの記事は、無免許歯科医業が横行していた片鱗を窺わせるに足る。さらに、昭和一〇（一九三五）年三月一日付の『台湾新報』の記事によれば、総督府の膝元たる台北市においてさえ「市内五〇余名の歯科開業医に対し、モグリの方は約その二倍以上の百余名に上つてゐる<sup>(註)</sup>」という状態であった。総督府が歯科医療普及政策を推進するにあつては、法令で定める基準に適合した歯科医師を如何に増やすのかと、法令に違反している無免許歯科医業者を如何に取り締まるのかという二つの課題に取り組まなければならなかつたのである。

## おわりに

これまで、台湾に布かれた歯科医療法制の変遷と当該法制が歯科医療に与えた影響について考察してきた。

領台初年、民政移管に伴い内地より渡台してくる医術開業希望者が増加してくると、総督府は、医療体系の中心となる「医師」を管理する必要性を認め、明治二九（一八九六）年五月、台湾医業規則を制定した。台湾医業規則は、「医師」のなかに「歯科医師」を包含して規定した。同規則により、「医師」とは、内務大臣の交付する医術開業免状または台湾総督の交付する医業免許証の所持者と定義された。医師は、歯科診療を含む一切の診療を行うことができた。そのため、歯科医師の持つ「歯科医術開業免状」や「歯科医業免許証」は、医師の診療範囲を「歯科」に限定する意味を持つものであった。医業免許証の交付基準は、原則として、医術開業免状の交付基準と同一であ

り、例外として台湾總督府医学校の卒業資格と、限地開業医（限地開業歯科医）があった。限地開業医への免許付与は、總督府の医療普及政策上の裁量に委ねられるものであった。

總督府は、台湾社会において旧来より医業に従事してきた人たちの医療行為について、台湾医業規則による管理対象とはせずに「当分之ヲ不問二付シ置」いた。ここには入歯・歯抜等の歯科診療の範囲に属する行為を行ってきた台湾人の営業者も含まれた。それは、總督府が入歯・歯抜等の営業者について、内地の府県において鑑札免許を付与された者に限り営業を許可し、台湾人の同種の営業者が行う医療行為を捨て置いたからであった。だが、いつまでも無免許医業を放置することはできない。總督府は、明治三四（一九〇一）年七月、「台湾医生免許規則」を制定し、従来より医業を営む者を「医生」と定義し免許を付与して「医師ノ業ヲ為ス」ことを認めた。これにより、「医生は、「医師」と同様の医療行為を行うことができた。医師は一切の診療を行い得ることから、「医師ノ業ヲ為ス」医生の医療行為のなかには歯科診療も包含された。

こうして、歯科医師、医師、医生、入歯・歯抜営業者の四者が歯科医療を台湾社会に提供した。しかし、大正四（一九一五）年段階においても、歯科医師は僅か一五人しかいなかった。そのため、台湾歯科医師令が施行される以前において、台湾社会に歯科医療を提供していた中核的な存在は、医師と医生であった。

大正七（一九一八）年八月に施行された台湾歯科医師令は、内地法である歯科医師法の大部分を台湾に適用し、台湾における「歯科医師」の身分を確立させた。これにより、内地と台湾の歯科医療法制は、相当程度の共通性を有することになった。歯科医師法の台湾への適用は、法制局の掲げる内台間の「法制ノ統一」という方針が作用した結果であった。この方針の下、法制局は、内地で存在しない制度をできるだけ排除したかった。台湾歯科医師令の制定過程において、法制局は、限地開業歯科医制度を担保する規定を一旦は削除した。だが、限地開業歯科医制

度の歯科医療普及政策上の必要性と、それを附則で規定することによって暫定的な例外規定であることを明確にするという総督府の主張を呑み、当該制度を残すことに同意した。

大正一一（一九二二）年三月、台湾歯科医師令が改正された。この改正により、限地開業歯科医制度が廃止され、特別生特例制度が新設された。特別生特例制度は、文部大臣の指定を受けた歯科医学専門学校に特別入学を許可され、正規の課程を履修し、すべての試験に合格した者に対して、台湾限りの歯科医師免許を付与するものであり、主として内地留学の台湾人子弟に焦点をあわせた制度であった。総督府は、台湾歯科医師令の改正にあたり、有資格歯科医師が不足している状況を踏まえて、限地開業歯科医制度を利用し、歯科医師不在地域における医療の普及をはかりつつ、新設する特別生特例制度により有資格歯科医師並みの医師を作り出す構想を持っていた。だが、法制局は限地開業歯科医制度の存続を許さず、特別生特例制度のみを認めた。特別生特例制度もまた内地には存在しない制度であったが、法制局は、歯科医学教育界からの要請に基づき内地留学の台湾人子弟の救済と、朝鮮における先行実施という既成事実を考慮し容認した。かかる歯科医療普及政策をめぐる総督府と法制局の対立には、政策遂行主体（総督府）と政策決定主体（中央政府）の乖離性という台湾統治の本質的問題が示されているといえよう。

大正五（一九一六）年九月に公布された改正歯科医師法は、医師の歯科医業に一定の制限を加えた点において重要であり、台湾においても台湾歯科医師令の施行に伴い適用された。これにより、医師は、歯科専門を標榜する場合または歯科医業中の金属充填等の技術に属する行為を行う場合、内務大臣あるいは台湾総督の許可を受けなければならなくなった。医師は、歯科医師法の枠外に置かれ、歯科診療を行い得たが、運用上、歯科医業中の金属充填等の技術に属する行為を禁止された。医師の歯科医業自体が禁止されたわけではないとしても、法令上、歯科医師の排他的な医業範囲が設定されたことは、内地における歯科医学専門学校の拡充と相俟って、内地及び台湾の歯科

医師数の増加に繋がっていった。さらに、台湾においては、改正台湾歯科医師令による特別生特例制度の成立が歯科医師数の拡大を後押しした。かくして、歯科医師が医師と医生に代わり、台湾社会に歯科医療を提供する主体へと次第に成長していったのである。

改正台湾歯科医師令に伴う限地開業歯科医制度の廃止は、総督府の推し進める歯科医療普及政策上の大きな挫折であった。それは、総督府が自己の裁量により講じることのできる政策手段の喪失を意味したからである。総督府の歯科医療普及政策は、朝鮮総督府が独自の歯科医師試験と歯科医学専門学校を活用により歯科医師を自在に養成できたのとは異なり、内地の歯科医学教育と歯科医師試験にほぼ全てを依存せざるを得なくなつた。

この事象は、次の二点の問題を浮き彫りにさせる。第一に、台湾総督府は、法制局の掲げる内台間の「法制ノ統一」という方針の下で、内地と同様の歯科医療法制の導入を、謂わば「強制」されたのに対し、なぜ朝鮮総督府においては独自の歯科医療法制を形成し得たのか、という日本帝国の外地統治論あるいは外地官僚論に絡む問題である。第二に、日本人歯科医師の引き揚げと、台湾において歯科医師を養成する仕組みがなかつたことの戦後台湾社会に与えた影響という問題である。これらの問題については、別稿にて論じることとしたい。

医師と歯科医師は、近代医療体系における中核的存在であつた。なぜなら、薬剤師は医師あるいは歯科医師の処方箋に依らなければ薬品の調剤業務を行うことはできず、看護婦は主治医の指示がなければ患者に対して治療器機を使用したり、薬剤の投与を行ったりすることはできず、産婆は、妊婦・産婦・胎児・生児に対して、外科手術、産科器機の使用、薬品の投与が禁止されていたからである。医師と歯科医師は、医療体系中の支配的な地位にあつたがゆえに、医療政策を議論する場合に分析対象として取りあげる意義が大きい。だが、薬剤師、看護婦、産婆は、近代的な医療体系を機能させるうえで必要な専門職であり、分析対象としての重要性は、決して医師や歯科医師に

引けを取るものではない。日本統治下台湾に導入された近代的な医療体系の具体的な作用と台湾社会に与えた影響を考察するには、医師・歯科医師、薬剤師、看護婦、産婆等に止まらず、葉種商、売葉業者、製葉業者、民俗医療者、さらには無免許医業者も含めた医薬従事者が総体としてどのように相互あるいは社会と有機的に結びついて機能していたかを明らかにしなければならない。今後の課題としたい。

## 註

- (1) 台湾統治構造の問題については、檜山幸夫の一連の研究成果である「台湾総督の律令制定権と外地統治論 『匪徒刑罰令』の制定と。台湾総督府臨時法院条例改正』を例として」(『台湾総督府文書目録』第四卷、ゆまに書房、一九九八年、四七一頁～六四四頁)、「日本の台湾植民地支配と外地統治論 台湾総督の緊急律令制定権を例に」(大濱徹也編『国民国家の構図』雄山閣、一九九九年、一二七頁～一五二頁)、「台湾統治の構造と台湾総督府文書」(檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究 日本近代公文書学研究序説』ゆまに書房、二〇〇三年、一二九頁～一八〇頁)、「台湾総督の職務権限と台湾総督府機構」(檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究 日本近代公文書学研究序説』ゆまに書房、二〇〇三年、一八一頁～一三四頁)、「台湾統治基本法と外地統治機構の形成 六三法の制定と憲法問題」(台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所、二〇〇四年、一頁～二六六頁)、「日本の外地統治機構と外地支配について 『植民地官僚』 『植民地大学』 論への問い」(檜山幸夫編『転換期の台湾史研究』中京大学社会科学研究所、二〇一五年、一三頁～八〇頁)等を参照されたい。
- (2) 吳文星『日治時期台湾的社会領導階層』五南圖書出版、二〇〇八年。
- (3) 卞鳳奎『日治時期台湾留学日本医師之探討』博揚文化、二〇一一年。
- (4) Ming-cheng M. Lo, *Doctors within Borders: Profession, Ethnicity, and Modernity in Colonial Taiwan*, University of California Press, 2002.
- (5) 拙稿「日本統治下台湾の医療法制について 内地法制との「共通性」と「差異性」に着目して」中京大学社会科学研

- 究所台湾史研究センター編『台湾総督府の統治政策』中京大学社会科学研究所、二〇一八年、二八五頁～三五四頁。
- (6) 例えば、張炳楠監修『台湾省通志』巻三・政治志・衛生篇・第一冊、台湾省文献委員会、一九七二年、三九頁～四二頁等。
- (7) 明治三十九年五月法律第四八号「歯科医師法」『官報』第六八四九号・明治三十九年五月二日、二六頁。
- (8) 明治一六年一〇月太政官布告第一六号「医師免許規則」『官報』第九七号・明治一六年一〇月二三日、一頁～二頁。
- (9) 法曹会編『大審院刑事判決抄録』第二六巻、該会、一九二八年、二九一頁～二九三頁。
- (10) 大正五年九月法律第四四号「歯科医師法中改正」『官報』第二三三四号・大正五年九月九日、一六一頁。
- (11) 『台湾総督府民政事務成績提要(明治二十九年)』第二編、一八九八年、四二頁。
- (12) 「酒井千代松歯科医開業許可ノ件」『明治二十九年台湾総督府公文類纂第二巻』第一一文書、簿冊番号：〇〇〇九〇、国史館台湾文献館所蔵。
- (13) 「医業規則制定」『明治二十九年台湾総督府公文類纂第六巻』第三文書、簿冊番号：〇〇〇六一、及び明治二十九年五月台湾総督府令第六号「台湾医業規則」『官報』第三九〇九号・明治二十九年七月一〇日、一〇四頁。
- (14) 日本統治下台湾における限地開業医制度の展開については、拙稿「台湾総督府の僻地医療政策 限地開業医制度の展開を中心として」(檜山幸夫編『台湾植民地史の研究』ゆまに書房、二〇一五年、一三五頁～一六七頁)を参照されたい。
- (15) 明治三二年七月府令第六四号「台湾医業規則中改正」『台湾総督府報』第五六一号・明治三三年七月一六日、四頁。
- (16) 台湾総督府警務局衛生課編『台湾の衛生』同課、一九三九年、六四頁。
- (17) 台湾医学会編『台湾衛生概要』該会、一九一三年、六一頁。
- (18) 拙稿「日本統治下台湾の医療法制について 内地法制との「共通性」と「差異性」に着目して」前掲、二九〇頁～二九六頁。
- (19) 明治一六年一〇月太政官布告第一六号「医師免許規則」『官報』第九七号・明治一六年一〇月二三日、一頁～二頁。
- (20) 明治一六年一〇月太政官布告第三四号「医術開業試験規則」『官報』第九七号・明治一六年一〇月二三日、二頁～四頁、及び明治一七年一月太政官布達第二号「明治十六年十月第三拾四号布達医術開業試験規則第八條ニ但書追加」『官報』第

- 一七四号・明治一七年一月三十一日、一頁。
- (21) 法曹会編『大審院刑事判決抄録 第二六卷』前掲、二九一二頁。
- (22) 明治一九年十一月勅令第六九号「中央衛生会官制」『官報』第一〇〇七号・明治一九年二月六日、四九頁〜五〇頁。
- (23) 小川正一郎編輯『歯科医事衛生史 前巻』日本歯科医師会、一九四〇年、四一五頁〜四一六頁。
- (24) 明治一八年三月内務省達甲第七号「入歯齒抜口中療治接骨營業者ノ儀」『官報』第五一四号・明治一八年三月三日、一頁。
- (25) 小川正一郎編輯『歯科医事衛生史 前巻』前掲、四一五頁〜四三七頁。
- (26) 明治三二年八月台北県令第二二号「所轄并務署へ願出免許ヲ受クヘキ營業」『台北県報』第九八号・明治三二年八月三〇日、二九頁〜三〇頁。
- (27) 「入歯齒抜歯及接骨營業者アリタルトキ取扱手續并務署ニ通達」『明治三二年台湾総督府公文類纂追加第八卷』第一五文書、簿冊番号…〇四六〇三。
- (28) 同上。
- (29) 入歯・齒抜免許鑑札所持者について、歯科医師の松田弁吉が明治四一（一九〇九）年に渡台した当時を振り返って、台北の「万華には荒木と云ふ入歯齒抜の鑑札を持った男が盛にやつて居りました」と述べており、免許鑑札所持者の活動の一端を確認できる（台湾歯科医師会編『台湾歯科医界史』該会、一九四三年、二頁）。
- (30) 台湾医学会編『台湾衛生法規類集』該会、一九一八年、一一九頁。
- (31) 台湾歯科医師会編『台湾歯科医界史』前掲、二〇頁〜二六頁。
- (32) 「入歯齒抜歯及接骨營業者アリタルトキ取扱手續并務署ニ通達」『明治三二年台湾総督府公文類纂追加第八卷』第一五文書、簿冊番号…〇四六〇三。
- (33) 「本島医生へ開業免状与フルノ許否ニ付民政局長官へ回答」『明治三〇年台湾総督府公文類纂第四八卷』第二〇文書、簿冊番号…〇九四五六。
- (34) 明治三四年七月府令第四七号「台湾医生免許規則」『府報』第九八九号・明治三四年七月二三日、四七頁。台湾医生免

許規則の制定過程及び医生免許証の付与過程については、拙稿「日本統治下台湾の医療法制について 内地法制との「共通性」と「差異性」に着目して」(前掲)を参照されたい。

- (35) 『台湾医生免許規則府令第四七号』。明治三四年台湾総督府公文類纂第五卷。第二五文書、簿冊番号：〇〇五八四。
- (36) 明治三四年七月府令第四七号『台湾医生免許規則』。『府報』第九八九号・明治三四年七月三日、四七頁。
- (37) 明治三五年(一九〇二)六月、斗六庁においては、「特別ノ事情」により、申請者二五名に対し、医生免許証を下付しており、同年二月には、台中庁が明治三四年末日に溯り、申請者一七名に対して、同免許証を交付している。しかし、明治三六(一九〇三)年二月、台北庁が総督府に医生免許証下付方を照会した際、総督府は「右八既二期限経過一箇年余ニ至ル今日免許セラルヘキモノニアラサル旨」を台北庁に傳達していることから、以後、医生免許証の特例的な付与措置が採られることはなかったと考えられる。(明治三十五年分)台湾総督府民政事務成績提要。第八編、台湾総督府総督官房文書課。一九〇四年、一〇〇頁〜一〇二頁、及び『明治三十六年分)台湾総督府民政事務成績提要』第九編、台湾総督府総督官房文書課。一九〇五年、一〇五頁〜一〇六頁。
- (38) 『(明治三十五年分)台湾総督府民政事務成績提要』第八編、一九〇四年、一〇一頁。
- (39) 台湾歯科医師会編『台湾歯科界史』。前掲、二四頁。
- (40) 大正五年一月律令第二号『台湾歯科医師令』。『府報』第九二五号・大正五年一月二三日、二四頁〜二五頁。
- (41) 大正五年一月律令第一号『台湾医師令』。『府報』第九二五号・大正五年一月二三日、二四頁。台湾医師令の制定過程と、同令による医師法の台湾への適用については、拙稿「日本統治下台湾の医療法制について 内地法制との「共通性」と「差異性」に着目して」(前掲、三〇七頁〜三三八頁)を参照されたい。
- (42) 『台湾医師令公布律令第一号』。大正五年台湾総督府公文類纂第一三卷。第一文書、簿冊番号：〇二四八八、及び「台湾医師令及台湾歯科医師令ヲ定ム」。『公文類聚』第三九編・大正四年・第一八卷、請求番号：類〇一二三三二〇〇、国立公文書館所蔵。
- (43) 大正七年七月府令第五〇号『台湾医師令施行ノ件』。『府報』第一六〇九号・大正七年七月一三日、四一頁、及び大正七年七月府令第五三号『台湾歯科医師令施行ノ件』。『府報』第一六〇九号、大正七年七月一三日、四三頁。



- (44) 大正七年七月府令第五二号「台湾医師令施行規則」『府報』第一六〇九号・大正七年七月一三日、四一頁、四三頁。
- (45) 「台湾医師令公布律令第一号」『大正五年台湾總督府公文類纂第一三卷』第一文書、簿冊番号：〇二四八八。
- (46) 「医師令の制定 本山衛生課長談」『台湾日日新報』第五五八一号・大正五年一月一〇日、二頁。
- (47) 大正五年一月律令第二号「台湾歯科医師令」『府報』第九二五号・大正五年一月二三日、二四頁、二五頁。
- (48) 台湾歯科医師令第三条は「台湾總督ハ身体又ハ精神ニ異状アリテ歯科医業ヲ為スニ堪ヘスト認ムル者ニ対シテ八歯科医師免許ヲ与ヘス又ハ其ノ免許ヲ取消若ハ歯科医業ノ停止ヲ為スコトアルヘシ」と規定している。第三条の立法理由は「本島人ニ付テハ禁治産者又ハ準禁治産者等ニ關スル規定ナキニ依リ、歯科医師の欠格条項を定めた歯科医師法第二条第三号「未成年者、禁治産者、準禁治産者、聾者、啞者及盲者」は「殆ント適用ナキニ由ル」ことであつた。当時、民法は、第七条において、本人、配偶者、四親等以内の親族または檢事等の請求により、裁判所が「心神喪失ノ常況ニ在ル者」を禁治産者と宣言できることを規定し、第一条において同様に「心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及ヒ浪費者」を準禁治産者と宣言できることを規定していた。しかし、台湾において、これらの民法の条文は、内地人に適用されていたが、台湾人には適用されていなかった。それが実現したのは大正二二（一九三三）年一月一日より民法が全面的に台湾に施行された後のことである。したがつて、台湾歯科医師令第三条は、同令により台湾に適用される歯科医師法第二条第三号中の禁治産者と準禁治産者の規定が台湾人に適用されないことを前提として立法されたものである（「台湾医師令公布律令第一号」『大正五年台湾總督府公文類纂第一三卷』第一文書、簿冊番号：〇二四八八、及び拙稿「日本統治下台湾の医療法制について 内地法制との「共通性」と「差異性」に着目して」『前掲』三三一頁、三三三頁）。
- (49) 台湾歯科医師令第四条は「第二条第二項ノ規定ニ依リ歯科医師タル者歯科醫師法第二条第一号又ハ第三号ニ該当スルトキハ台湾總督ハ其ノ歯科医業ヲ停止スヘシ」との規定であつた。「第二条第二項ノ規定ニ依リ歯科医師タル者」とは、内務大臣の免許を受けた歯科医師を指す。すなわち、第四条は、この歯科医師が医師法第二条第一号（「重罪ノ刑ニ処セラレタル者」）または第三号（「未成年者、禁治産者、準禁治産者、聾者、啞者及盲者」）に該当する場合には「台湾總督ハ其ノ歯科医業ヲ停止スヘシ」と定めたのである。当該条文を立法する理由は「第二条第二項ノ規定ニ依リ歯科医師タル者」が「本ト内務大臣ノ免許ニ出テタルモノナル力故ニ本島限りノ処分ヲ規定スル」ことであつた。歯科医師法第一〇条

は、第一項において「歯科医師第二条第一号又八第三号」に該当スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ」と定め、第四項に規定する処分権者を、内務大臣から台湾総督に置き換えて台湾に適用されていた。しかし、内務大臣が交付した免許を台湾総督が「取消」することはできない。そのため、第四条で台湾総督に内務大臣の免許を受けた歯科医師に対する医業停止処分権を付与したのである（同上）。

- (50) 明治三十九年五月法律第四八号「歯科医師法」『官報』第六八四九号・明治三十九年五月二日、二六頁。
- (51) 明治三十九年五月法律第四七号「医師法」『官報』第六八四九号・明治三十九年五月二日、二五頁、二六頁。
- (52) 厚生省医務局編集『医制百年史（記述編）』ぎょうせい、一九七六年、七一頁。
- (53) 明治四十二年七月法律第四五号「歯科医師法中改正」『官報』第七八一八号・明治四十二年七月二七日、三六一頁、及び大正五年九月法律第四四号「歯科医師法中改正」『官報』第一二三四号・大正五年九月九日、一六一頁。
- (54) 厚生省医務局編集『医制百年史（記述編）』前掲、一九八頁。
- (55) 大正五年九月法律第四四号「歯科医師法中改正」『官報』第一二三四号・大正五年九月九日、一六一頁。
- (56) 大正五年九月内務省令第一一号「医師ノ歯科専門標榜其ノ他許可ニ関スル件」『官報』第一二三四号・大正五年九月九日、一六一頁。
- (57) 山崎佐『医業と法律 第三輯』克誠堂書店、一九一七年、一一五頁。
- (58) 拙稿「日本統治下台湾の医療法制について 内地法制との「共通性」と「差異性」に着目して」前掲、三三四頁。
- (59) 明治三十二年七月律令第二二号「律令ノ規定ニ依リ本島ニ適用セラルル法律ノ改正アリタルトキノ効力ニ関スル律令」『台湾総督府報』第五六一号・明治三十二年七月一六日、四二頁。
- (60) 台湾歯科医師会編『台湾歯科界史』前掲、一〇二頁、一〇三頁。
- (61) 同上、一〇二頁、一〇五頁。
- (62) 大正七年七月府令第五六号「医師ノ歯科専門標榜其ノ他ニ関スル件」（『府報』第一六〇九号・大正七年七月二三日、四四頁、四五頁）は次のとおり。  
府令第五六号

医師ノ歯科専門標榜其ノ他ニ関スル件左ノ通相定ム

大正七年七月二三日 台湾総督 明石元二郎

第一条 医師ニシテ歯科専門標榜ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ修業履歴ヲ具シ台湾総督ニ申請スヘシ

前項ノ申請書ニハ齒科学ノ課程ヲ設ケル学校等ノ首長ノ作成シタル専ラ歯科ヲ修学シ且相当ノ技能ヲ有スル旨ノ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第二条 医師ニシテ歯科医業中金属充填、鑲嵌、義齒、齒冠継続及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行為

ヲ為スニ付許可ヲ受ケムトスル者亦前条ニ同シ

附則

本令ハ大正七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(63) 大正五年一月律令第1号「台湾医師令」『府報』第九二五号・大正五年一月二三日、一四頁。

(64) 明治四三年二月文部省告示第一六号「私立東京齒科医学専門学校齒科医師法ニ依リ指定」『官報』第七九八〇号・明治

四三年二月一日、一頁。

(65) 明治四三年六月文部省告示第一六四号「私立日本齒科医学専門学校ヲ齒科医師法ニ依リ指定」『官報』第八〇八一号・

明治四三年六月一日、二頁。

(66) 大正九年三月文部省告示第一一七号「財団法人大阪齒科医学専門学校齒科医師法ニ依リ指定」『官報』第二二八〇号・

大正九年三月二二日、二八〇頁。

(67) 大正一四年八月文部省告示第三一八号「九州齒科医学専門学校齒科医師法ニ依リ指定」『官報』第三八九〇号・大正一

四年八月一日、二七二頁。

(68) 大正一五年十一月文部省告示第三六五号「齒科医師ニ依リ東洋女子齒科医学専門学校指定」『官報』第四二六〇号・大

正一五年十一月四日、一一二頁。

(69) 昭和二年三月文部省告示第五九号「東京女子齒科医学専門学校齒科医師法ニ依リ指定」『官報』第四八号・昭和二年三

月一日、三頁、及び昭和九年五月文部省告示第一八六号「齒科医師法ニ依リ東京女子齒科医学専門学校指定中改正」『官

- 報」第二〇二号・昭和九年五月八日、一八九頁。
- (70) 昭和六年三月文部省告示第六四号「京城齒科医学専門学校指定」『官報』第二二五九号・昭和六年三月一三日、二八九頁。
- (71) 昭和八年三月文部省告示第一一八号「東京高等齒科医学学校ヲ齒科医師法ニ依リ指定」『官報』第一八六九号・昭和八年三月二七日、七三三頁。
- (72) 医術開業試験規則は、明治三九（一九〇六）年四月に文部省令第五号をもつて改正され、齒科医術開業試験の試験方法について、齒科試験科目中「齒科解剖及生理」、「齒科病理及治療」、「齒科用薬品」、「齒科用器械」を学説試験とし、「学説試験卜実地試験卜八分テ之ヲ受クルコトヲ得此場合ニ於テハ学説試験ヲ先ニシ実地試験ヲ後ニス」と改められた（明治三九年四月文部省令第五号「医術開業試験規則中改正」『官報』第六八三六号・明治三九年四月一七日、五〇五頁）。
- (73) 大正二年九月文部省令第一八号「齒科医師試験規則」『官報』第三四四号・大正二年九月一九日、三七八頁〜三七九頁。
- (74) 職業指導研究会編『齒科医になるには』三友社、一九三五年、六七頁〜七〇頁。
- (75) 大正八年九月文部省令第三一一号「齒科医師試験規則中改正」『官報』第二二三七号・大正八年九月一七日、三五九頁。
- (76) 大正二年九月文部省令第二八号「齒科医師試験規則」『官報』第三四四号・大正二年九月一九日、三七八頁〜三七九頁。
- (77) 大正八年九月文部省令第三二号「齒科医師試験規則中改正」『官報』第二二三七号・大正八年九月一七日、三五九頁、大正二年七月文部省令第二八号「齒科医師試験規則中改正」『官報』第三三八七号・大正二年七月一四日、三四一頁、大正二年一〇月文部省令第四三三号「齒科医師試験規則中改正」『官報』第三三五六号・大正二年一〇月二十九日、四〇六頁〜四〇七頁、及び昭和四年三月文部省令第一四号「齒科医師試験規則中改正」『官報』第六七三三号・昭和四年三月三〇日、八四〇頁。
- (78) 大正七年七月府令第五五号「齒科医師免許ノ資格ニ関スル件」『府報』第一六〇九号・大正七年七月一三日、四四頁。
- (79) 「台湾医師令公布律令第一号」『大正五年台湾総督府公文類纂第一三卷』第一文書、簿冊番号：〇二四八八。
- (80) 同上。
- (81) 「限地開業齒科医師免許方針」『大正七年台湾総督府公文類纂第一卷』第二文書、簿冊番号：〇六五〇七。

- (82) 「限地開業医師及歯科医師免許ノ場合試験施行方ノ件」『大正七年台湾総督府公文類纂第一卷』第二二文書、簿冊番号：〇六五〇七。
- (83) 大正七年七月府令第五四号、「台湾歯科医師令施行規則」『府報』第一六〇九号・大正七年七月二三日、四三頁〜四四頁。
- (84) 「歯科医籍登録」『府報』第一六九八号・大正七年一月一七日、四三頁、及び「歯科医籍登録」『府報』第一七九〇号・大正八年三月二六日、五七頁。
- (85) 「歯科医籍登録」『府報』第一六九八号・大正七年一月一七日、四三頁、「歯科医籍登録」『府報』第一七二九号・大正七年二月二八日、九四頁、「歯科医籍登録」『府報』第一七九〇号・大正八年三月二六日、五七頁、「歯科医籍登録」『府報』第一八四五号・大正八年六月三〇日、一一六頁、「歯科医籍登録」『府報』第二二三八号・大正九年六月一七日、四五頁〜四六頁、「歯科医籍登録」及び「歯科医籍抹消」『府報』第二二三三三号・大正九年一〇月二八日、一一五頁、「歯科医籍登録」『府報』第二二三三九号・大正九年一月六日、一三頁、「歯科医籍登録」『府報』第二二四六号・大正九年一月一四日、四六頁、「歯科医籍登録」『府報』第二二八一号・大正九年二月二六日、一〇六頁、「歯科医籍登録」『府報』第二二九二号・大正一〇年一月一五日、三七頁、「歯科医籍登録」『府報』第二三三八号・大正一〇年三月一五日、四九頁、「歯科医籍登録」『府報』第二三九三三号・大正一〇年六月三日、七頁、「歯科医籍登録」及び「歯科医籍抹消」『府報』第一五一五号・大正一〇年一月五日、八頁、「医籍登録」『府報』第二五三三三号・大正一〇年一月二九日、五二頁〜五三頁、「歯科医籍登録」及び「歯科医籍抹消」『府報』第二五七七号・大正一一年二月二日、八頁、「歯科医籍登録」及び「歯科医籍抹消」『府報』第二六四三三号・大正一一年五月二日、五頁、「歯科医籍登録」『府報』第二六七五号・大正一一年六月七日、二八頁、「歯科医師免許証書換」『府報』第二六九五号・大正一一年七月二日、六頁、「歯科医籍抹消」及び「歯科医師免許証書換」『府報』第二八〇〇号・大正一一年一月二日、三七頁。
- (86) 大正一一年三月律令第一号「台湾歯科医師令中改正」『府報』第二五九六号・大正一一年三月二日、七頁。
- (87) 例えば、黒江恒雄は、大正九（一九二〇）年六月八日より大正二二（一九二三）年六月七日まで、嘉義庁斗六堡斗六街に限り歯科医師免許を付与されていたが、期間満了後の大正二二年六月八日より大正二五（一九二六）年六月七日まで、同じく斗六街に限り、継続して歯科医師免許を付与された（「歯科医籍登録」『府報』第二二三八号・大正九年六月一七日、

- 四六頁、及び「歯科医籍登録」『府報』第二九六三号・大正二年六月一〇日、(三三頁)。
- (88) 「歯科医学専門学校特別生二関スル件」『大正九年台湾總督府公文類纂第三卷』第九文書、簿冊番号：〇六八〇七。
- (89) 同上。
- (90) 同上。
- (91) 同上。
- (92) 大正二年一月朝鮮總督府令第一〇二号「歯科医師規則」『官報』第三九五号・大正二年一月二日、四三四頁。
- (93) 大正六年九月朝鮮總督府令第六八号「歯科医師規則中追加」『官報』第二五四九号・大正六年九月二九日、六六三頁。
- (94) 「歯科医師令中改正公布」『大正一年台湾總督府公文類纂第一四卷』第一五文書、簿冊番号：〇三二七七。
- (95) 「歯科医師令中改正公布」『大正一年台湾總督府公文類纂第一四卷』第一五文書、簿冊番号：〇三二七七、及び「台湾歯科医師令中改正律令案」『公文類聚』第四六編・大正一年・第二七卷、請求番号：類〇一四五〇一〇〇。
- (96) 同上。
- (97) 「歯科医師令中改正公布」『大正一年台湾總督府公文類纂第一四卷』第一五文書、簿冊番号：〇三二七七。
- (98) 同上。
- (99) 同上。
- (100) 同上。
- (101) 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』該会、一九三九年、七七〇頁〜七七二頁。
- (102) 「歯科医師令中改正公布」『大正一年台湾總督府公文類纂第一四卷』第一五文書、簿冊番号：〇三二七七。
- (103) 明治二十九年三月法律第六三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」『官報』第三八二三号・明治二十九年三月三日、四八九頁。
- (104) 外務省編『外地法制誌第二卷』文生書院、一九九〇年、四五頁〜八二頁。
- (105) 同上、四二頁〜四二頁・四五頁。
- (106) 檜山幸夫「台湾總督の律令制定權と外地統治論」『匪徒刑罰令』の制定と「台湾總督府臨時法院条例改正」を例として、

- 中京大学社会科学研究所台湾史研究センター編『台湾総督府の統治政策』中京大学社会科学研究所、二〇一八年、六頁。
- (107) 明治四三年九月勅令第三五四号「朝鮮総督府官制」『官報』号外・明治四三年九月三〇日、一頁。
- (108) 明治三年九月法律第八四号「命令ノ条項違犯ニ関スル罰則ノ件」『官報』号外・明治三年九月一八日、頁数なし。
- (109) 美濃部達吉『憲法撮要』改訂第五版、有斐閣、一九三二年、二〇一頁。
- (110) 明治三〇年一〇月勅令第三六二号「台湾総督府官制」『官報』第四一九三号・明治三〇年一〇月二日、二八五頁。
- (111) 「歯科医師令中改正公布」大正一一年台湾総督府公文類纂第一四卷、第一五文書、簿冊番号：0327。
- (112) 大正一〇年二月朝鮮総督府令第二六号「歯科医師規則中改正」『官報』第二六五三号・大正一〇年六月六日、一三四頁。  
このほか、歯科医師資格を定める第一条に関して、朝鮮総督府は、大正一三（一九二四）年九月に歯科医師規則「第一条ノ二」として医師による歯科専門標榜と歯科医業中金属充填等の技術に属する行為について朝鮮総督の許可を得なければならぬことなどを追加している（大正一三年九月朝鮮総督府令第五二号「歯科医師規則中改正」『官報』第三六六七号・大正一三年一月二日、二七七頁）。
- (113) 大正一〇年二月朝鮮総督府令第二七号「歯科医師試験規則」『官報』第二六五三号・大正一〇年六月六日、一三四頁。  
ただ、朝鮮における歯科医師試験受験資格は、昭和九（一九三四）年一月に内地の歯科医師試験と同程度に引き上げられた（昭和九年一月朝鮮総督府令第一一〇号「歯科医師試験規則中改正」『官報』第三三八二号・昭和九年二月八日、二二三頁）。
- (114) 大正一〇年七月朝鮮総督府告示第一三七号「歯科医師試験施行二付願書、添附書類及写真提出方」『官報』第二六九五号・大正一〇年七月二五日、七一〇頁。
- (115) 朝鮮総督府告示第二五号「京城歯科医学専門学校設置開校」『官報』第六四八号・昭和四年二月二八日、六八二頁。
- (116) 昭和五年一月朝鮮総督府告示第一二二号「京城歯科医学専門学校指定」『官報』第九七一号・昭和五年三月二八日、七八一頁。
- (117) 昭和六年三月文部省告示第六四号「京城歯科医学専門学校指定」『官報』第一二五九号・昭和六年三月一三日、二八九頁。

- (118) 『台湾総督府第一八統計書』 台湾総督官房統計課、一九一五年、五八二頁～五八三頁。
- (119) 『台湾総督府第二五統計書』 台湾総督官房調査課、一九一三年、五四四頁～五二五頁。第二五統計書では「開業歯科医師」の項目が新たに設けられた。その後、『台湾総督府第二八統計書』（台湾総督官房調査課、一九二六年）より「開業歯科医師」の枠内に外数として「官庁奉職齒科医」（官立医院等に勤務する歯科医）が載せられ、『台湾総督府第三五統計書』以降は、「官庁奉職」と「開業」が別々の枠で表示されるようになった（『台湾総督府第二八統計書』 台湾総督官房調査課、一九二六年、五四四頁～五三五頁、及び『台湾総督府第三五統計書』 台湾総督官房調査課、一九一三年、六〇〇頁～六〇一頁）。
- (120) 吳文星、日治時期台湾的社會領導階層、前掲、九二頁～九五頁・一〇四頁～一〇九頁。
- (121) 『台湾歯科医師会請願書提出長官に面接陳情』 台湾日日新報、大正一四年八月三日、朝刊、三頁。
- (122) 『昭和五年』 台湾総督府事務成績提要、第三六編、台湾総督府、一九三九年、六五三頁。
- (123) 大正七年七月府令第五六号「医師ノ歯科専門標榜其ノ他二関スル件」『府報』第一六〇九号・大正七年七月一三日、四四頁～四五頁、及び「歯科医専門標榜許可（高敬遠）」『大正八年台湾総督府公文類纂第三卷』第五文書、簿冊番号：〇六六六七。
- (124) 『台湾総督府第三四統計書』 台湾総督官房調査課、一九三三年、五八八頁～五八九頁、『台湾総督府第三九統計書』 台湾総督官房調査課、一九三七年、六四二頁～六四三頁、及び内閣統計局編纂『第五四回日本帝國統計年鑑』該局、一九三五年、一八頁。
- (125) 丸山芳登編『日本領時代に遭した台湾の医事衛生業績』丸山芳登、一九五七年、自序・一一二頁。
- (126) 「モグリ歯科医罰金一〇円」『台湾日日新報』大正一一年八月三〇日、日刊、七頁、「偽歯科医跋扈」『台湾日日新報』大正一五年五月四日、朝刊、五頁、「無免許の歯科医患者を殺す」『台湾日日新報』昭和二年八月九日、朝刊、五頁、「無免許歯科医九名受検拳」『台湾日日新報』昭和三年八月一七日、夕刊、四頁、「無免許歯科医罰金百円」『台湾日日新報』昭和五年九月一日、夕刊、二頁、「偽せ歯科医捕はる」『台湾日日新報』昭和一〇年七月七日、朝刊、九頁、「無免許歯科医新竹署で検拳」『台湾日日新報』昭和一一年五月一日、朝刊、七頁。
- (127) 「台湾歯科医師会 モグリの退治を始め」『台衛新報』昭和一〇年三月一日、八頁。